平成１８年厚岸町議会第3回定例会 平成１８年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招　集　期　日		平成１８年9月１５日
招　集　場　所		厚 岸 町 議 場
開閉日時	開　会	平成１８年9月１５日　午前１０時３９分
	閉　会	平成１８年9月１５日　午後　3時５６分

1. 出 席 委 員 並 び に 欠 席 委 員

議席番号	氏名	出席○ 欠席×	議席番号	氏名	出席○ 欠席×
1	室　崎　正　之	○	11	岩　谷　仁悦郎	○
2	安　達　由　圃	○	12	谷　口　　弘	○
3	南　谷　　健	○	13	菊　池　　賛	○
4	小　澤　　準	○	14	田　宮　勤　司	○
5	中　川　孝　之	○	15	佐　齋　周　二	○
6	佐　藤　淳　一	○	16	竹　田　敏　夫	○
7	中　屋　　敦	○	17	佐々木　敬　治	○
8	音喜多　政　東	○			
9	松　岡　安　次	○			
10	池　田　　實	○			
以上の結果　　出席委員　１7名　　欠席委員　0名					

1. 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事務局長	議事係長	
小　倉　利　一	髙　橋　政　一	

1. 厚岸町議会委員会条例第１９条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	増養殖係長	武山 悟
助役	大沼 隆	特別養護老人ホーム施設長	桂川 実
総務課長	田辺 正保		
税財政課長	佐藤 悟	デイサービスセンター施設長	桂川 実（兼務）
まちづくり推進課長	北村 誠	監査委員	今村 實
町民課長	久保 一將	監査事務局長	松澤 武夫
保健介護課長	豊原 隆弘	教育長	富澤 泰
福祉課長	松見 弘文	教委管理課長	米内山 法敏
環境政策課長	小島 信夫	教委指導室長	酒井 裕之
産業振興課長	大崎 広也	教委生涯学習課長	藤田 稔
建設課長	佐藤 雅寛		
病院事務長	斉藤 健一	教委体育振興課長	松浦 正之
水道課長	高根 行晴		
出納室長	柿崎 修一	海事記念館長	北川 勝雄
産業振興課長補佐	稲垣 聡	農委事務局長	藤田 稔

厚 岸 町 議 会 第 3 回 定 例 会 議 事 日 程

（１８．９．１５）

日　程	議 案 番 号	件　　名
		（平成18年度各会計補正予算審査特別委員会）

厚岸町議会　平成１８年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成18年９月15日
午前10時39分開会

●議長（稲井議員）　ただいまより平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を開会します。

委員会の委員長並びに副委員長の互選についてお諮りいたします。

４番。

●小澤委員　議長の指名により決していただきたいと思います。

●議長（稲井議員）　ただいま議長指名の発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員）　ご異議なしと認めます。

それでは、議長において、委員長には小澤委員、副委員長には佐齋委員を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員）　ご異議なしと認めます。

よって、委員長には小澤委員、副委員長には佐齋委員が互選されました。

委員会を休憩します。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

●委員長（小澤委員）　ただいまより平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を開催いたします。

初めに、議案第103号　平成18年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。

第１条の歳入歳出予算の補正７ページの事項別明細書をお開き願います。

９ページ、歳入補正予算説明書から進めてまいります。進め方は、款項目により進めてまいります。

歳入から進めてまいります。
13款分担金及び負担金、１項負担金、１目民生費負担金。ございませんか。
15款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金。
２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金。ございませんか。
７目消防費国庫補助金。
３項委託金、２目民生費委託金。ございませんか。
16款道支出金、１項道負担金、１目民生費道負担金。
２項道補助金、２目民生費道補助金。ございませんか。
３目衛生費道補助金。
４目農林水産業費道補助金。
17款財産収入、１項財産運用収入、１目財産貸付収入。
２目利子及び配当金。
次ページに続きます。
２項財産売払収入、１目不動産売払収入。ございませんか。
20款繰越金、１項１目繰越金。
21款諸収入、６項雑入、３目雑入。
22款町債、１項町債、４目農林水産業債。
６目土木債。ございませんか。
以上で歳入を終わります。
歳出に入ります。
２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。
８番、音喜多委員。

●音喜多委員　吹き抜けの工事費ということでございますが、ご存じのとおり２階のガラスのところが、ガラスがあのような状況で、原因は何だというふうに限定されたのでしょうか。

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　お答え申し上げます。
　破損事故につきましては８月11日の８時40分ごろに起きたわけでございますけれども、このたびのこのガラス破損につきましては、直接物が当たるなどの外的荷重が加わっていない状態での破損でございます。この原因につきましては、ガラス製造メーカーからの報告をいただいておりますけれども、これによりますと、破損時以前に衝撃など何らかの外力が加わったガラスにできた傷、こういったものが成長いたしまして、不意に破損するに至ったものというふうに考えられております。この傷の発生につきましては、庁舎建設から19年たっているわけでございますけれども、この間に発生している地震、そういったものもその要因になっているというふうにも推定はされるということでございますけれども、傷ができたという直接的な原因については不明でございます。
　この強化ガラスでございますけれども、まれに、何らかの要因でその強度バランスが

崩れて自然破壊を起こすおそれがあるということで、これにつきましては現在の技術では完全になくすることはできないというふうな報告をいただいたところでございます。

●委員長（小澤委員）　８番、音喜多委員。

●音喜多委員　そういう経過であるだろうと断言するというか、半分ぐらいは推測が入っているのかなというふうに思いますが、外側の窓側であれば、釧路沖地震のときには庁内でもかなり外側の窓というか、今の大きな窓が横に切れるというところが至るところで見えました。完全には、ああいう地震のような衝撃というか、事故によってのケースは見られますが、今回のように過去のということになれば、建設中かあるいは過去にそういうことがというか、あるいは大人がというのか、いずれにしても器物をもってぶつけようとしたならば、そんな無傷の状態では済まないだろうし、無傷の状態があああいう状態になるということは非常に勇ましいというか、すごいものだなというふうに感じます。

そこで、公共施設の中で、ああいう内部のガラス張りと申しますか、人の当たる部分というのは緊急点検されたんでしょうか。たまたま、当日はまだ８時40分ごろで、一般客の来訪もない中でのことでしたので不幸中の幸いというか、たまたま私どもも、その落ちた後に伺ったわけですけれども、あれが本当に下にだれかがいたならばと思えばぞっとするような出来事だったなというふうに思います。そういった意味では、公共施設の中でそういったことが発生するというか、無傷のガラスにそういうことが発生するということはあり得ることだったわけですね、ここはね。そういった意味では、その予測も含めて、緊急に庁舎内も含めて点検されたのかどうなのかということ。

それから、今回、ああいうつくりといいますか、建設当時は見えというか、他のバランスから見ればあれが一つのモデルというか模範ケース的なというか、おしゃれな部分にも値する設計でつくられたのかなと思うんですが、そのとき本当は、これが一般客というか外部からの出入りする通路で、これが安全性があったかという検証というか、設計段階で本当はとらえられなければならないというか、それが後で事故が起きた場合、そこまでさかのぼってくるわけでして、そういったことまで議論になっていたのかどうかということと、今回この改修で、あそこの部分をどのように改修しようとするのか、具体的にご説明をいただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　お答え申し上げたいと思います。

おっしゃるとおりに、ああいったガラスが突然に自然破壊するというような部分につきましては、全く予想していなかった部分がございます。そうした中で起きたことでございまして、町の施設でございますけれども、同様のいわゆるガラスでの仕切りといいましょうか、そういうところはあみか２１にもあるわけでございますけれども、そういったところについては目視点検をお願いして実施をしたという状況でございます。

それから、この補修対策という部分でございますけれども、先ほど申しましたように、

強化ガラスにつきましては、その持てる性質といいましょうか、そういった形の中で、まれにではありますけれども、やはり同様といいましょうか、自然破壊に及ぶというようなことがあるということでございまして、この対応という部分につきましては、割れた部分で、いわゆるガラスが落下しない、そこで押えるというような手法をとるということが飛散防止という処置でございますけれども、そういったことをとりたいというふうに考えておりまして、このたびの補修に当たりましては、いわゆる手すりの部分でございますけれども、この手すりの荷重を緩和させるために、この手すりを支える柱をまず設けるということが１つ、それからもう一点の方では、全体的にほかの破損に至っていないガラスも含めまして全面両面にフィルムを張りまして、万が一自然破損に至った場合につきましても、その破損したガラスがそこにとどまって飛散落下をしないという措置をとりたいと、このように思っております。

●委員長（小澤委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　この当初の設計段階での検証ということでございますけれども、ここの庁舎につきましては、大空間であります吹き抜けの圧迫感をなくし明るく開放的な空間をとるということから、このガラスを使用したものでございます。ここの部分につきましては、人がよっかかるとか、こういったぶつかるとかということが想定されておりまして、通常のガラスとは違い強化ガラスという強度の強いガラスを採用したものでございます。

　この検証につきましては、ここのガラスにかかる荷重の計算、これ当時やったものを検証したみたわけでございますけれども、このガラスに荷重がかかる想定はいろいろありまして、人がガラスによっかかった場合には通常177ニュートン、それから人がガラスを押した場合には1,049ニュートン、人が走ってガラスを押した場合には1,245ニュートンの荷重がかかるとされております。その中でも一番最大でございます、人が走ってガラスを押した場合の荷重1,245ニュートンに耐えられることができるガラスを、今回この役場庁舎では採用しておりまして、ガラスの許容荷重としましては1,569ニュートン、荷重キログラム換算しますと1,537キログラムの荷重に耐えられるといったガラスを当時入れてございます。

●委員長（小澤委員）　８番、音喜多委員。

●音喜多委員　最近はもう高層ビルでも強化ガラスを使っているけれども、あれを見る限りは、強化ガラスというのは何となく信用できないのかなというか、業界ではそのように何ともないとは言うものの、ああいうさまを見ると本当に信用していいのかなというような気がしないでもないわけです。

　いい例としては、この間の防災訓練のときに、若竹岸壁であったときに、自動車のフロントガラスを割ったというか、あれはご存じのとおり、ああいうクモの巣状になって飛散はしないという、あれが当然のことだなというふうに思っていたんですが。今回はそういったガラスというか、そういう発想のもとでの使い方、今も手すりに固定する力

を、ある程度あれするというような見方の工事ということでありますけれども、ちょっとした工事するにしても本当に約300万円近い金というか、あそこを全面的に直すことになるんでしょうけれども、本当に結構な金額の支出だなというふうになりますが、ガラス的にはそういったことは想定されているのか。従前のような、今言われた1,500キロ強のものを想定して、従前と同じような形を使おうとしているのか。その辺のところをもう一度お尋ねして終わりたいと思います。

●委員長（小澤委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　これからのこうしたガラスの設計とかそういう絡みでございますと、まず車のガラスにつきましては、こういった強化ガラスとは違いまして合わせガラスと言われた、もっと値段も張りますけれども強度もあるものでございます。ただ、これらの合わせガラスといいましても強度がある程度あるわけでございます。こうした今回割れたようなところには一番広く採用されているガラスでございます。しかしながら、この強化ガラスの特徴といいますか、表面が圧縮がかかっていて、中が引っ張りという力がかかって、それで１枚のガラスのバランスが保たれていると。そのバランスが崩れたことによって今回のような破壊を、自然破壊を起こしたという、そうした特徴を持っているガラスでございます。そういったものを防ぐには、飛散防止フィルムというのが今張られているというのが、今回の改善策にもその措置をとるようにしておりますけれども、当然、これからこうしたガラスを使っていく中では、こうした飛散防止フィルムというのを設計段階の中で検討して設置していきたいというふうに考えてございますので、ご理解を願います。

●委員長（小澤委員）　８番、音喜多委員。

●音喜多委員　今、役場庁舎の中で起きたことなんですが、常々思ってみているんですが、今、真龍小学校改築中ですね。当然、そういった子供の安全性のことを、ガラス類についても検証の上でやられているんだろうというふうに思います。当然そのように答えてくるだろうと思いますけれども、その辺、重々配慮していただきたい。以前に、私もそういう話を聞いていたことがございまして、ぜひ教育委員会の方では今やっている最中ですが、建て上がりの検証のときには、ぜひその辺、重々配慮していただきたいなというふうに申し添えておきたいと思います。
　以上です。答弁は要らないです。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
　それでは、進めてまいります。
　４目情報化推進費、10目企画費。
　11目財産管理費。
　２項徴税費、１目賦課納税費。

８番、音喜多委員。

●音喜多委員　ここでちょっとお尋ねしておきたいと思います。もうここしかございませんので、ここで聞いておきたいと思います。

報告されていたのかどうかはわかりませんが、町内にも水産加工の冷凍冷蔵庫をお持ちの業者さんもいます。これは、全国的にこういう問題になりました税金のかける賦課の間違いというか認識の違いと申しますか、そういったことで今全国的に見直しされ、釧路市の方ではほぼ解決するやの報道がございます。厚岸町としては何社かが冷凍庫をお持ちになっていますが、その辺についての検証というか、そういう税の間違いというんですか、判断、それによってかけるべきでないものをかけたという感じでありますが、その状況については、厚岸町は事実そういうことはなかったのか。あったとしたならば、どういう状況にあるのか。

●委員長（小澤委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　ご質問にお答えいたします。

去る８月11日の臨時会で町長の方から行政報告をさせていただきました。質問者おっしゃられます、全国的なそういう過徴収と申しますか誤賦課についての報道がなされて、当町においても類似の施設があるということで、直ちに調査をしてまいりました。件数が多いのと、人のこともありまして、つい最近まで、町内の各業者様に忙しい中時間を割いていただいて、おおむね調査を完了したところでございます。

その結果、業者名は申し上げられませんが２業者、いわゆる２事業所が課税誤りと、本来あるべき償却率を使うところを一般倉庫の償却率を使っていたことが判明してございます。この計算に、この２業者について、それぞれ過去の課税の状況、それから課税額、使ってきた償却率、この辺を計算、今しておるところでございます。行政報告の中でご質問があった金額について、私、全事業所が対象になった場合には最大800万円程度という説明をさせていただいておりますが、それ以内でおさまる計算で、今概算でありますがなってございます。

以上でございます。

●委員長（小澤委員）　８番、音喜多委員。

●音喜多委員　２業者ですから、800万円以内と言うけれども、ずっとずっとそれよりも下がるかもしれないし、そんなに先進報道によれば、釧路市あたりの、あるいは白糠町あたりのそういう課税誤りについては、それほど大きな金額ではないなというふうに見ていましたけれども、厚岸町も今計算中ということですので、正式な数は言えないでしょうけれども、私の見る、新聞報道等を参照するならば、それほど大きな金額ではないだろうというふうに思います。ただ、そういうことが判明した場合は、年内というか年度内に精算するという考え方でよろしゅうございますか。

●委員長（小澤委員）　税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長）　ご質問にお答え申し上げます。

できるだけ早い時期に確定をさせて、いわゆる還付及び返還する日にちを確定させまして、手続上、請求を２業者からいただき、所用の手続をもって返還、償還、いわゆる還付の手続をとりたいと考えてございます。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、進めてまいります。

３項戸籍住民登録費、１目戸籍住民登録費。

５項統計調査費、１目統計調査総務費。ございませんか。

６項監査委員費、１目監査委員費。ございませんか。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費。ございませんか。

２目心身障害者福祉費。

12番、谷口委員。

●谷口委員　共同作業所の関係なんですが、330万5,000円の減額ということになっておりまして、資料では地域生活支援の方で688万7,000円というふうになっているんですけれども、自立支援法による改正に伴うものだということなんですが、今のままの共同作業所では今までどおりの補助を受けて進めることはできないということになって減額になっていると思うんですが、これらについて、この内容についてもう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（小澤委員）　福祉課長。

●福祉課長（松見課長）　お答え申し上げます。

２目心身障害者福祉費の共同作業所の330万5,000円の減につきましては、年度当初で当初予算１年分の補助金を予算計上させていただいておりました。障害者自立支援法が施行され、北海道における補助事業の取り扱いについても変更されまして、北海道の補助事業が本年９月30日をもって共同作業所事業への補助が廃止されるということで、当町においてもその共同作業所の事業については９月30日をもって一時停止すると。

しかし、共同作業所の存続が大事でありますので、まず道の補助金でありますけれども、その前に障害者自立支援法においては10人以上の利用者を確保しないと給付を受けられない仕組みになっております。で、厚岸町の、あるいは道内の多くの作業所は10人未満の作業所が非常に多くあります。そこで国の給付は受けられないんですが、道としてこれまで行っていた共同作業所補助金を継続できないかということで検討をされたようでございます。

その結果、共同作業所補助金ではございませんけれども、地域生活支援事業補助金の中で道単独費として同額の財政手当てをしております。したがって、10月１日以降にお

いては、地域生活支援事業補助金として道で補助金を確保されております。町においてもその事業に基づきまして、引き続き共同作業所への補助金を交付させていただきたいということがまず１点でございます。

10月１日以降で求められたものにつきましては、これまで任意団体で事業実施可能であったものに対して、障害者自立支援法では法人を有する事業所についてのみ事業を認めるということになった関係から、道においても、その障害者自立支援法に外れる部分でありますが、道の単独補助でありますけれども、このときにもやはり障害者自立支援法の精神に基づいて任意団体にも法人格を求めるということでなっておりました。この間いろいろ、厚岸共同作業所運営委員会といろいろ相談をさせていただきました。作業所自体も、この法案成立で非常に苦しんだ半年であったと思います。結果的に、昨日役場へ通知が来たわけですけれども、事業組合という法人格を取得されたようでございます。そういった通知が今朝入りまして、補助事業を実施する要件が備わったところでありますので、ここ引き続き町としても作業所の支援を継続してまいりたいというふうに考えております。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　そうすると、現在まで任意団体で共同作業所を運営してきたのが、法人格として事業組合の資格を得たことによって今までどおりの運営に道が開かれたというふうに理解していいんでしょうか。

●委員長（小澤委員）　福祉課長。

●福祉課長（松見課長）　現在どおりの事業展開が可能となったということでございます。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、進めてまいります。

３目心身障害者特別対策費。

４目老人福祉費。

５目国民年金費。

７目社会福祉施設費。

12番、谷口委員。

●谷口委員　人づてに聞いた話ですから、ちょっとあれなんですが、集会所なんですけれども、真栄地区集会所なんですが、行く行くは何か使えなくなりそうだということで、お年寄りの方々が急遽集って何か町に引き続いて使えるようにお願いをしようというような話になっているというようなことを聞いているんですけれども、そういう事実はあるんですか。

●委員長（小澤委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　お答えを申し上げます。

今、委員さんおっしゃられる部分は、実は真龍小学校の改築工事が進んでいって、次の実質的な設計の最終版に入るという段階で、これまでの主な利用者、自治会でありますとかお年寄りの老人クラブ、あるいはお年寄りの任意の団体の利用について、現在真栄地区集会所で利用されている形態について、仮に真栄地区集会所を廃止をして小学校に整備されるいろんな施設の利用についてどうなんだろうというお話を、真栄地区の老人クラブであります親老会の代表の方に率直なご意見をいただきたいということで検討をお願いをいたしました。近々、老人クラブあるいは仲良し会というグループもございますが、その方々とお話をする機会を持たせていただけるという見通しであります。

委員おっしゃられるような具体的な中身については、私どもまだ承知をしておりません。意見交換をさせていただきたいというお願いでありまして、そのことをきっかけに、廃止をしてもらっては困るという意見もあるだろうという想定の中で、私どもはお会いをして老人クラブの活動のあり方、これからどんなことをしていきたいんですかということも含めてお話し合いをさせていただきたいというスタンスで、今お願いをしているところであります。

こうした問題が出てまいりましたのは、平成15年の段階で真龍小学校の改築に伴って、真栄東自治会から以前から要望されている東自治会単独の集会施設の整備というものについてどうあるべきか、どうあるべきかというよりも真龍小学校の改築にあわせて検討もしてみたいというのが当時の町のスタンスでございました。それで、平成15年の段階で教育委員会がイメージをしている真龍小学校の学区全体の地域利用のあり方、それから町民課が所管しております真栄地区集会所の果たしている役割、あるいは利用のあり方についてギャップがあり過ぎるではないかというご指摘もいただいたところでありまして、その後、真栄町の３自治会の役員の皆さんとも図面ができる前、それからできてから、３回ほど話し合いの場を持たせていただきまして、自治会の皆さんとの意見交換はおおむね終わらせていただいたと。残っておりますお年寄りの皆さんとのお話し合いというものが、これから今月中に、来週に日程設定をしていただけるというお話でありますが、私どもと意見交換をさせていただきたいということであります。

これは何がきっかけでそういうお話になっているかと言いますと、委員もご承知でしょうが、真栄地区集会所も建設がされて大分年数がたっている。現在あの施設を維持していこうとしますと、外壁の大幅な取りかえ、それから施設を存続させるということになりますと、下水道工事の水洗化の経費も必要だということで、もしあの集会所の廃止が可能だとすれば、そこにかける費用をかけなくても済むんではないかという財政事情も実は反面ではございます。

ただ、お年寄りとの意見交換の中で、どうしても現在の利用のあり方について小学校ではできないぞと、一切協力、協力っていいますか、そういう集約をされた形では困るというお話が最終的に結論として私ども判断した場合には、今申し上げましたような新たな費用をかけて、あの施設を維持しなければいけないということも含めて、今後検討をしていくということになっております。そういう意味で、来週招集をして呼んでいた

だけるという機会を私ども待っている段階でございます。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　真龍小学校の今改築工事をやっていますよね。それで、校庭施設としての学校でありながら地域コミュニティー施設としての考え方、その共用範囲というのはどの範囲までちょっと考えているのか、説明してください。

●委員長（小澤委員）　教育委員会管理課長。

●教委管理課長（米内山課長）　真龍小学校のコミュニティー関係の共用範囲ということでご質問ありましたから、お答えしたいというふうに思います。

真龍小学校改築事業に関しましては、基本計画の説明の中で議員の皆様にもご説明してきたところでございます。基本的に、真龍小学校が地域と、それから町民、それから生涯学習、これらを含めた使用を真龍小学校で考えているということはご説明してきたところでございます。具体的に申し上げますと、実は、まず１階の多目的ホールというところがございます。それらも含めて、それから和室もございます。それから、基本的には、今回改築します小学校の特別教室、これをすべて開放したいというふうな考えで現在進めてございます。

ただ、実は、基本となるその地域の人、町民の方々に利用していただこうとするキーとなる部分でございますけれども、これが実は体育館棟、来年度建設予定しております体育館棟にございます。これには、例えば利用状況によっては、その利用をやはり取り仕切るといいますかコントロールする人員が必要ですし、それらの人員を配置する部分ですとか、それから会議室ですとか、そういった基本的なものが体育館棟にございますが、この辺が実は当初計画していた補助金、この部分で交付金にかわった部分で変化がございます。現在、債務負担でご提案をさせていただいております実施設計、これまでにはその部分の内容を煮詰めていかなければならないというようなことで、現在実は取り進めております。

そのような関係で、範囲といたしましては学校全体をやはり使っていただくということでございますけれども、どうしても地域、それから近隣の自治会の皆様、それから今お話ありました老人クラブの方々、それぞれに範囲ですとか時間帯ですとか異なってまいりますので、それぞれにやはり検討していかなければならない部分でございます。実は、自治会においての議論の中では、必ずしも自治会が考えている集会所の利用とはなじまないものがあるというような部分は、これは別に町民課も含めてですけれども、別の代替施設も含めて考えていくというような経過になっていますけれども、今申し上げましたように、老人クラブの使用形態についてはこれからの協議になってございます。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　コミュニティー施設としての使用がある意味では可能になるというふうに考

えても、学校は学校ですよね。教育施設であることにはかわりはないわけですよね。そうすると、おのずから社会教育か、社会体育か、それに伴うある程度の範囲を越えない程度の諸会議だとか、そういうものにある意味では学校というのは限定されますよね。例えば宴会をやったり、授業中にカラオケをやったりっていう、そういう施設としては学校施設はやっぱりなじまないというふうに思うんですけれども、そんな考え方でいいですか。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　基本的には学校との共用部分については、僕もそういうふうに思っております。ただ、今回、今言った運動場の棟の中につくる部分については、ある意味で単費を投入しての施設になってきますので、その閉鎖性、いわゆる学校棟との隔離された形をとれているという中では、ある程度の部分も可能ではないのかなというふうには思っているんです。というのは、学校棟と同じ中で日中入ってきて、宴会をしてどうこうというのは、これについてはなかなか僕も難しいというふうにお話ししてきました。ただ、今回実施設計していく中では、学校棟とは違う体育館棟の中に、そういうふうな専用の会議室なり何なりというのを設置しておりますので、その中でのある程度の飲食等々については折り合えるところがあるんではないかなというふうには考えているところです。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　ただね、そうはいっても、学校が実際に学期中、長期休暇だとかそういうとき以外に、やはり日中、どこのじいさんだか、ばあさんだかわからない人たちが真っ赤な顔をして学校を出入りするとかというのは正しいことではないんじゃないのかなと。あるいは、今年みたいに物すごい気温の高いときには、やっぱり全館窓をあけていますよね。そういうときに、元気のいい声が聞こえてきたり、せっかく片方でピアノ弾いて子供に音楽を教えているときに、片方はカラオケ、演歌が流れると。これでは学校施設としての役割はどうなのかなと私は思うんですけれども、そういうふぐあいというのはないですか。夜だとか、子供たちがもういなくなったという時間にやるのには、ある意味ではそれはそれでいいのかなと私も思いますけれども、そういう関係ではどうですか。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　先ほど申したとおり、言ってみれば和室の方で大宴会をやるとかということにはそぐわないだろうなというふうには考えていますけれども、お聞きすると、例えば仲良し会というのはお年寄りの方たちが３つの自治会を合わせて１つになっていて、定期的に茶話会なり何かを開かれるということでございます。その部分が、今回も話し合いをしてみないとわからないんですけれども、ある程度の空間を別にもって、別にもってある程度の閉鎖性がある、トイレとかも学校側とはなかなか共用しない

で使えるというふうな中では、ある程度のそういう部分は共用できるのかなというあたりで考えています。ですから、何でもかんでも生徒たちがいる日中に、自由に何の会でもできますということにはなかなかならないかもしれないですけれども、お年寄りたちの楽しみ、そして僕はある意味で言うと、カラオケは別にしても、カラオケも含めて、いろんな意味で子供たちがいるところにお年寄りが入ってきて交流していただくというのも、それはそれで一つにはいいことではないかなというふうには考えておりますので、どの程度の活動になるのかというのは、その接点はあるでしょうけれども、一概に、いやこれはできないということでは僕はないというふうに考えています。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　私、真栄集会所の隣にいますから、大体今言われたような内容はよくわかるんですよね。そして、仲良し会の人たちがやっていることもわかります。そんなどんちゃん騒ぎをやっているわけではないわけですし、ちゃんとそれなりに節度を持って、それで真栄集会所をつくったときの目的も、そういうところにあそこは特に意義があったわけですから、そういう点ではあの人たちがきちんと、自分たちの部屋というのは何ですけれども、そういう管理もきちんとされていますよね。それから、何かカラオケクラブだとかダンスだとか、いろんなサークルがあって日常的にやっています。

ですから、あの活動がいいとか悪いとか、私は言いませんけれども、そういうせっかくやっていることが、結果的にもし真栄集会所がなくなることによって閉ざされてしまっては困るんですよ。片方は学校だと。これはだめですよと。だけど、こっちはできますと。だから、学校の持っているいい機能、そういうものは大いに町民に利用してもらうと。子供たちの教育に支障のない限りでは町民に利用してもらうということはいいと思うんですよ。ところが、実際に、もし何か二者択一を迫られて、片方がなくなってしまったことによって、今までさまざまな活動をやられてきたことができなくなるというのでは困ると思うんですよ。

それから、課長、各自治会にお話をされているというお話なんですけれども、私も副議長、自治会の役員です。私の自治会では１回もそういう話は聞いたことがないんですよ。そういうことが議題にもなったことないんですよ。そして、なおかつ理解を得られているという話なんですけれども、それはどういう人にお話されて理解を得られているんですか。

●委員長（小澤委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　まず、前段の部分でございます。

委員おっしゃられるように、私どもも仲良し会の通常の利用のされ方、今時期ですと月４回から６回利用がございます。お集まりになって、いろんなお話をされたり誕生会があったりという利用のされ方でございます。自治会とのお話の中でも、最終的に残るのはそこの部分だろうなということについては、自治会の認識もそうですし、私どもの認識もそこが最終的に残るんだろうなという認識では一致をしております。

先ほど教育長の方からお話もありましたが、必ずしもカラオケの日が学校の休みの土曜、日曜だったり夏休み期間中だったりという変更の仕方は必要ないだろうなと。学校の授業が終わる時間帯に振り向けられるんだとすれば、そういう利用も可能なのかなということも考えながら、実態としてお年寄りの方々はどういう意見を持っていらっしゃって、現在の活動は活動として、今後どういう活動もしてみたいかということも含めて意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。

２点目の自治会のお話でありますが、私どもは教育委員会の方と基本計画ができた段階で、自治会長さんにご案内を差し上げております。自治会の中でお話をしていただいて、ぜひ検討をしていただきたいという形でお集まりをいただきました。確かに、多くの方が集っていただいたという状況ではございませんでしたが、それぞれの自治会で話し合われた経過も含めて、持ち帰っていただいて話していただけるというふうにお願いをしております。自治会の方からは、お年寄りの部分は我々は報告できないという意向も示されておりまして、そこの部分は町の方が独自に対応していただきたいということでございました。地元の自治会の中で、そういった話が報告をされていないということについては、私ども今初めて伺ったところであります。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかに。

１番、室﨑委員。

●室﨑委員　ちょっと谷口さんの後をつけるような形で申しわけないんですが、自治会役員としての発言は控えたいのでちょっとあれなんですけれども、経過説明というか、自治会の中において経過説明がありますので、ちょっとそういうようなものがまじりますけれどもお許しください。

真龍小学校に、通常学校にはちょっと今までは考えられなかったコミュニティー開放というんですか、地域開放の部分ができるという話ができました。それで、実は真栄町は３つ自治会があるんです。私の方が一番西部でして、谷口さんのところが中央、それから真龍小学校の前の道路から向こう側が東というふうに、東、中央、西というふうに３つの自治会がありまして、その３つの自治会の会長とか役員とかという方が10人ぐらい、私全部の会に出たわけじゃないので何ですが、私のときにでも３自治会で10人か十二、三人の方が見えて話をしていました。それで、その中でやっぱりいろんな行き違いもあったようでして、イメージの混乱があったようです。

１つの考え方は、それぞれ地区集会所というのがございますよね。大体その１つの自治会に１つという、そうでないところも結構あるんですけれども、いうような原則で皆考えていると、自分の自治会の中にある地区集会所というのは大体自分たちの使うところというようなイメージでとらえているということになるかと思いますが、真龍小学校にできるということは、真龍小学校の近くの自治会の地区集会所が真龍小学校という施設の中に１つできるというようなイメージで最初はとらえている自治会の役員の皆さんが多かったようなんです。それが、いろいろ話をしていって、教育委員会からのいろいろな話を聞いているうちに、だんだんそうではないということがわかってきまして、み

んながそれで、ああそれはいいんじゃないかというような形になったというふうに私は理解しております。もうこの理解が違うんであれば、担当者の方から、いやいやそうではないというのは言っていただきたいんです。その点で教育委員会が考えているコミュニティー何とかというんですか、その開放したところのイメージもそういうものなのかどうか。それとも、どこかでまた変わってきて、地区集会所が１つ設置されるということなのかということなんですよ。

今の答弁をお聞きしますと、学区全体に論議の中で開放してというようなことになりますと、その学校という施設に併置されるから、いろいろ全くほかのところと同じにはならないだろうというような話とは別に、今言ったような１つの町内会に、１つの地区集会所があって大体普通はその地域の自治会の人たちが中心になって使うと、ほかのところを使わせないわけではもちろんないけれどもというようなイメージでいくのかどうか。そこのところはやはり明確にしておかないと、どうしても特に真栄集会所が閉鎖されるんでないかなどという話を聞きますと、やはり利用者である、我々の自治会の利用者なんですが、当然、ああ今度はあそこの場所から真龍小学校の体育館の脇に移動するんだなというふうにイメージしてしまうんですよ。そうすると、何か使いづらい場所に行っちゃったなというようなことになってしまうので、そういうことなのかどうか。

この点は、教育委員会側の説明と町民課側の説明がぴったり合っていないと混乱を招きますので、この点については明確にしていただきたいんです。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　まず、私の方からお答えいたします。

僕は今回のコミュニティーの部分については２つの性格があるかなというふうには思っております。１つには、一番最初に打ち出しました、学区というだけでなくて学校の特殊教室を使っての生涯学習活動、これが小学校の生徒がいるという中で行うということに一つ意義があると思っておりますし、その中での活動が今まで以上に、いわゆる生涯学習活動、公民館活動を活性化するのではないかというふうに考えるところの施設であると。もう一つは、とはいっても現実的にはそれを全部埋めるだけの講座を実施するだけの人口ですとか事業のボリュームですとかを考えても、１週間のスパンというのは僕は非常にたくさんあるというふうに考えます。その中では、42畳の和室あるいはかなり大きな会議室等を持っておりますし、それ以外の特殊教室等々を考えても、集会所としての機能も十分果たせるのではないかというふうに考えるところなんです。

どうしても今までの集会所のイメージですと、自分たちのところでないとあれだというふうなところが大きいんですけれども、備品を設置する収蔵スペースも３つ分、今回自治会との話し合いの中で設けているという中では、集会所としての機能も果たせるというふうなことも考えておりますし、その中で１つ残っているのが、先ほどお話しした老人会との中、その中ではあるいは単独にそういうふうな部屋がなければ折り合いができないということになったときには、また設計の中での町理事者との話し合いということもあり得るのかなというようなスタンスで考えているところであります。

●委員長（小澤委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　お答えさせていただきますが、平成15年の議論のときに叱責をいただいた部分で私の認識も真栄地区集会所のいわゆる集会所機能が、小学校の改築に伴ってあの位置にポンとコミュニティー施設ができるというようなイメージで考えておりまして、そうではないだろうということでの食い違いの叱責をいただいたわけであります。

その後、教育委員会の方との具体的なお話の中で、あるいは基本設計ができてくる段階で、私どもも小学校の改築構造、それから持とうとしている地域に開かれた施設ということについて重々理解をさせていただいたところでありまして、そういう意味で３自治会の皆さんとは、先ほど教育委員会の管理課長の方からもお話ありましたが、従来自治会が利用してきたイメージと、それから小学校の施設を利用して自治会活動、会議なりその他の事業展開をやるということについてのイメージは必ずしも一致がしない。ただ、消防第２分団の２階を会議室に使うだとか、それから施設の広さからいくと今行われております助け合い事業の取り組みを改善センターで実施をするだとか、それから学校の施設を使って展開をするだとかということについて、自治会としては創意工夫の中でできるなというところまでは、イメージとしては多少一致しない部分は残るんだけれども、自治会としては協力できる範疇であるという理解を示していただきました。そういう意味では、おっしゃられるように今の真栄集会所の機能が、そのまま小学校に行くということではないということについては、私ども重々認識をしております。

重ねてのお話になりますが、じゃ親老会であるとか仲良し会の皆さんの利用のあり方が最終的に集会所をなくしたことでどうなってくるんだろうということも含めて、存続をしなければいけないのかという最終的な判断を、今後のお話の中で意見交換させていただきたいというのが私どものスタンスでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　いずれにしても新しい、新しいというのは建物が新しいという意味じゃなくて発想が新しいものが今つくられようとしているわけですよ。だから、既存のものだけポンと当てはめると、どこかが出っ張って、どこかがきちんと合わないというようなことが出てくるんじゃないかと思うんです。それだけに、受けとめる方は戸惑うんですよ、はっきり言ってね。真栄集会所がじゃ向こうに移るのかいと言うと、いやそうではありませんと。じゃ、今までのことはできないのかい、いやいやできるんですよというような話になって、ちょっとよくわからない。考える中で、さあどうしますかと言われても、なかなかうまく答えられない。

だから、例えば今までの中でこんな使い方はできるけれども、こんな使い方はちょっと無理でしょうとかね。あるいは、今まではできなかったけれども、こんなこともできますよとかね。あるいは、いわゆる地区集会所のような優先順位は全部地元にあるというようなことになるのか、ならないのかということも含めて、どういう人たちが、どん

なふうにして利用していくことを考えて新しい施設ができているのかということ。これは真栄集会所が今維持費がかかるから、そっちへ移ったらつぶしましょうとか、いや補修しましょうとかっていうような話を抜きにして、やっぱり特に近いところの方の人が多く使うんではないかと思うんです、頻度から言えばね。ただし、それだけに限らないっておっしゃっているわけだから、そうすると、こんな使い方ができて、こんなやり方ができて、ぶつかったときにはどんなふうに調整ができてというようなことを含めて、やっぱり具体的なものを地元に示してもらわないと。３自治会と集めて、話を３回か４回やったらしいんだけれども、そこでもまあまあの話で終わっているんですよ。

これは自治会内部の問題になりますが、私どもの自治会でも、総会やっても何割集まるかというようなこともありまして、全部にきちんと伝わっているかといったら自信はございません。また、説明もなかなか難しいんです、そういう意味で。抽象的な言葉を羅列してもわかりませんのでね。そういう意味でのもうちょっと具体的な話を、これは町民課と教育委員会がきちっと打ち合わせて、その間にそごのない形で、なおかつ関係するいろいろな住民の方に説明していただきたいと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（小澤委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　最後に、ご提言いただきまして、私どもも理事者の方から指示を受けておりますのは、最終的にはそういうスタンスでお話し合いを持てというのが指示でございます。廃止ありきではない。住民の協働のまちづくりという努力が、もし集会所がなくても新しい施設でできるんだとすれば、それはそういうお話も含めてそちらの方向になるかもしれない。そうならないかもしれない。むしろ今までの利用のされ方からいくと、いろんなご意見をいただくということについては当然出てくるだろうというふうに思っておりますし、委員おっしゃられるように、今までの集会所にない新たな活動の展開そのものも可能だとすればというお話もきちんとさせていただきながら、お話し合いの機会を持っていきたいというふうに思っております。

自治会の方のお話が余り風通しがよくないというのは、これは私どもも日常生活の中で自治会活動をそんな思いでおりますが、それは単に三役さんに集っていただいて云々という傾向を、何とか違う形で情報を広く出せないかということも前向きに検討していきたいというふうに思っておりますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　実施設計を出すタイムリミットがあります。ぜひその前に、自治会の皆様、そして老人会の皆様のご理解をいただいた上で、納得のいく施設設計にかかれるように、ぜひ早い機会にその機会を設けたいというふうに思います。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、次に進めてまいります。
２項児童福祉費、４目児童福祉施設費。
５目児童館運営費。ございませんか。
４款衛生費、１項保健衛生費、２目健康づくり費。
５款農林水産業費、１項１目農地費。
７目農業施設費。
８目農業水道費。
２項林業費、２目林業振興費。ございませんか。
３項水産業費、３目漁業管理費。
４目漁港建設費。
１番、室﨑委員。

●室﨑委員　委員長にお願いなんですが、目からいくと多少広がっていますので、その点はご理解をいただいて発言をお許しいただきたいんですが。

●委員長（小澤委員）　はい、よろしいです。

●室﨑委員　床潭の問題なんです。
　それは、床潭の今建設している漁港の横に少し行った方なんですが、離岸堤というのがございますね、波殺しです。それが大しけで壊れまして、それでそれを補修いたしました。ところが、前の離岸堤は隙間があいていて、波が中を出たり入ったりしたんだそうです。ところが現在はブロックの積み方が変わりまして、波が中を抜けない形になっているんだそうです。それで、そのせいだろうというふうに地元の方は言うんですが、トンボロ（砂州）というんですが、離岸堤と陸の間にずっと砂州のようなものができまして、波の形が変わってしまって横から入ってくるんだそうですよ。それで、昆布の時期ももうそろそろ最盛期から終盤に入っていますが、そういうようなときに波があったりしますと、横波を受けて非常に恐ろしい目に遭うというようなことで、これについては役場の担当者の方にもお願いしているし、担当者の方もきちっと誠実に対応してくださって、見てくださっているそうです。ただ、どっちにしても町単費の仕事ではないんですよね。これは道の仕事ということになるんでしょうか。ですから、所管が全然違うよと言ってしまえばそれまでなんですけれども、やはり町民のいわゆる生活を支えるのが町の基本的な仕事ですから、そういう意味で道の方にも十分かけ合うよということは言ってくださったんだけれども、どうなっているんだろうと。それで、現実に仕事は毎日なんだというところで、不安の声が出ているのも事実であります。これにつきましては、その後どのような展開があるのか教えていただきたいんです。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　離岸堤の関係でトンボロ現象というのが起きて、砂が相当堆積しているという現象が起きているということをお聞きをいたしまして、棹前昆布の

前に現地を見させていただきました。その際には、釧路土木現業所厚岸出張所も同行してございます。現地を見ますと、潮引きになると相当な、離岸堤と海岸線が相当近づく程度の膨大な砂がたまっているということで、現地を確認して概略で見たところ、数千立米という膨大な砂が堆積しているということです。これを何とか除去していただきたいということで、土現の方にもお願いをしたところでしたが、もともと浸食対策で離岸堤は行っているものだということで、砂がトンボロによって体積することは浸食対策といいますか離岸堤の役割を果たしているということで、逆にこれらの除去については非常に難しいというお話が土現の方からありました。そこで、これらについてはとりあえずスタートといいますか、土現に要請するにも一応要望書というか、そういったものを出さなかったら、そういった補修といいますか維持補修の対象になりませんので、この要望書を釧路土木現業所厚岸出張所の方にその後すぐ、６月だと思ったんですけれども提出してございます。

以上です。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

１番、室﨑委員。

●室﨑委員　それで、出し放しですか。その後の展開というのはないんですか。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　その後の展開といいますか、その後につきましては土現の担当者ともお話をさせていただきました。地元の漁業者の案として、離岸堤の乱積みといいますか、乱積みになっている離岸堤のブロックを一部除去するといいますか、そういった方法もあるのではないかというお話でありましたので、そういった漁業者の意見も土現さんの方にはお話をさせていただきました。ただし、土現さんの方も、もともと維持補修費につきましては割り当てというものが決まっていると、予算づけも決まっていますし、北海道の財政事情が非常に切迫しているということもございまして、とりあえずお話だけ町の方と、それから漁業者の方の要望は一応聞いていただいたということでございます。現在のところ予算待ちをしているというような状況でございます。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　これでやめます。

町長にお願いなんですけれども、やっぱりこれ命にかかわる問題なんですよ。波のあるときは非常に危険なんだそうです。そうしますと、トンボロで砂がついたから結構ではないかというような話で終始されたんでは、やはり実際に仕事をしている人は大変つらいんですよね。それで、ぜひ、これは担当者同士のレベルではなくて、やはり町長の方から道に対して強く働きかけて、危険だからということを強く働きかけて改善をお願いするようにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

●委員長（小澤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　床潭漁港に関しての離岸堤の設置の関係でありますが、こういう事業を進めるに当たりましては、まず期成会なり地元の意向を尊重しながら設置するはずであります。その結果、砂がたまるという効果が出たけれども、その効果が逆効果であるという今日を迎えているのでなかろうかと推測いたします。そういう点、やはり地元の利用者のことを考えながら工事を進めなければならないと。当然でありますので、その実態、今お話ありましたとおりよくわかりましたので、私からも強く北海道の方へお話を申し上げたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（「よろしくお願いします」の声あり）

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
４目漁港建設費。よろしいですか。
５目養殖事業費。
竹田委員。

●竹田委員　これ聞きたいことたくさんあるんで、昼にします、今。

●委員長（小澤委員）　それでは、昼食のため休憩いたします。
再開は午後１時。

午前11時59分休憩

午後１時00分再開

●委員長（小澤委員）　委員会を再開いたします。
午前に引き続きまして、５目養殖事業から進めてまいります。
５目養殖事業費。
16番、竹田委員。

●竹田委員　カキの種苗のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、カキの種を７ミリから８ミリ玉ぐらいの大きいのに段階的に実験で育てたらどうかというお話で、今出荷しているのが大体４ミリ程度ぐらいだったと。最初の出荷態勢のときには２ミリちょっとの大きさだったというふうに聞いて、漁師さんの方から、生産者の方から４ミリ程度に大きくしてほしいということで、声があって大きくなったと。それ以上また大きくしてほしいという声もあったそうですよね。それで、僕が議会の中で、７ミリから８ミリ、10ミリでもいいんですけれども、段階的に大きい玉をつくってみてはどうかと。課長はそれに対して、つくってみますということで、僕、聞き間違ったら申しわけないん

ですけれども、つくっているというふうに僕は聞いたんですね。つくっているということを、今度生産者の方に聞いたら、つくっているということ自体知らないというお話だったんですよね。生産者の方には、それは一切話ししてはいないんですか。段階的につくって、それをかごの中に入れて、実験的に取り組んでいこうという。それが将来的に、希望としては10ミリとか15ミリとかというものを段階的につくって、その中で生存率とかそういうことを考えてもらいたいなというふうに思うんですよ、実験的に。というのは、今回もかなりなカキえもんの方のへい死が起きてしまったというか、かなりの数が死んだということで報告受けています。よく奔渡のカキ漁師さんのカキえもんやっているところにたまたま行ってお話聞いたら、大打撃だと。本当に悲しいことも言っていました、現実に。現実考えると、本当に続けていけないなっていうことでした。

それから、お話が出た中では、このへい死という問題が出てきてから、当初の金額から33%の値引きで、２円83銭だったのを１個当たり１円80銭に下げて生産者の方に復旧推進期間として出しているということで、生産者が一番今気にしているのは、平成19年度までの６カ年間計画でやっているんですけれども、これが平成19年度からもとのまた２円80銭に値段が戻ってしまったら、せっかく取り組んでいる生産者の方の数がまた減ってしまうことになってしまうということを非常に心配しながら話していました。

そういうことから、このカキえもんの方のへい死というのがだんだんよくなっていっているんじゃなくて、ずっとこのへい死の問題が続いている。出荷体制ができてから約五、六年がたとうとしていますけれども、何とかへい死の問題を早くいろんなデータをとって片づけてほしいというのが生産者の一番の希望じゃないかというふうに思うんですよね。そのデータどりをするのに、生産者の方からもミリ数を多少大きくしてつくってほしいというようなことの要望があったと。だけど、なかなかつくってくれないということを言っていましたのでね。そういうことを踏まえると、一日も早く大きな玉で、実際来年の夏を迎えるときに、どういった状況が起こるのかという取り組みを、やっぱり種苗センターできちっとやっていってほしいなと思うんですよね。

それと、生産者にしてみたら、もっともっと安い単価でつくっていただきたいというのが希望だと思うんですね。この話も出ましたけれども、カキの種苗センターの経費というものを出していただきましたけれども、カキを実際、種苗売払代と飼料の藻類の売払代を合計して雑入を入れると1,300万円ほどの歳入がありますけれども、歳出の方で職員の給与が1,460万円プラス賃金、これパートだと思うんですけれども346万円、合わせて歳入の1,300万円に対して歳出が賃金だけで1,896万円。種苗センターに職員が３名、そのほかにパートをつけてやっているんですけれども、ある程度年数がたってくれば当然ノウハウというものが確立されてくると思うんですね。そのノウハウが確立されてくると、最初の立ち上げのときからの職員数というんですか、現在の、平成18年度の職員数、当初の平成11年から始まったときからの職員の体制というんですか、７年たった今もある程度のノウハウは確立されてきていると思うんですね。それなのに、職員の関係は一体どうなっているのか。人件費をやはりこれまでノウハウが確立されてきているんであれば、人件費の方も職員３名というよりも、民間の方の委託ができるかどうかというのは私もわかりませんけれども、そういったことで、歳入歳出のバランスを考えた給与のことも考えていかなければならないんじゃないかなと。その中で、シングルシード

カキ、カキえもんの種を売るときの単価というのを見直して、もう少し安くしていただけないかというようなお話もありました。

まだまだたくさんあるんで、とりあえずその２つだけ先にお願いします。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　まず最初に、種苗の関係であります。

竹田委員、ここ何回かの議会の議論の中で、７ミリもしくは８ミリ程度にカキを大きくしてから出荷販売したらどうかというご意見であります。この件につきましては、昨年10月、21万粒と、21万個ですけれども、これらにつきまして漁組の方の事業で、漁組10戸程度の漁業者にこの21万粒について、大きさが大体大きいもので10ミリ程度、10ミリ以上あったかもしれません、通常の大きさよりも相当大きな稚貝を販売してございます。それで、配布しただけでなくて、追跡調査もその年からやっていただくように、そういった条件のもとにそういった大きな種苗を組合員に配布をしてございます。その際に、シングルシードの養殖漁業者全員に、その21万粒について配布希望の云々をとりまして、漁組の事業で引き続きその後経過について追跡調査をするようにということで、そういう条件のもとに配布しているという内容でございます。

それから、へい死の関係でありますけれども、この関係につきましては、現在のところ詳細な内容について報告がないというのが実態でございます。今年、昨年、一昨年と、平成16年、平成17年よりも相当に気温の方が高くて、私の方も随分心配はしておりましたけれども、漁業者の中には１年目、２年目の反省というか、そういったことも踏まえて、養殖技術の向上もありましたけれども、いろいろと昨年、一昨年よりもへい死を免れている漁業者も多くいるというふうに聞いておりまして、現在のところ確たる確定した数字はうちの方には届いてございませんけれども、へい死の状況については現状はそういう状況でございます。

それから、平成14年から平成19年にかけて、カキの普及促進あるいは技術の確立ということで、カキの種苗単価を一律減額して販売をしてございます。33％引きということで、２円80銭のところを１円80銭ということで販売をしてございますが、これらの普及促進期間、あるいは技術の確立の期間が平成19年度で終了するということであります。来年でございますので、来年に向けてこれらの関係につきまして、今後その単価で販売するかどうかということも含めまして、今後検討をさせていただきたいというふうに思ってございます。

それから、もう少し安い単価での配布をということであります。収支バランスも含めた中でのご質問であったかに思いますけれども、委員おっしゃるとおり、収入はカキの種苗代、それからえさの売払代、その他入れても1,300万円ぐらい、平成17年度の予算でございますけれども、歳出については確かにそれらをはるかに上回っている歳出であります。しかしながら、このカキセンターにつきましては民間でできないことを、町が栽培漁業で産業貢献を含めた中で、職員の地道な努力のもとに行っているという内容であります。確かに、このカキの種苗代あるいはえさ代ということに収入の方は限定されておりますが、そのほかに数字にあらわれないプラスアルファの部分、調査研究事業と、

これにつきましてはお金に全く換算されないですね。そういった中で、データを毎日、地道にとりながら、魚場の保全あるいは魚場環境の監視という大きな養殖漁業に欠くことのできないデータどりをやっているということも事実であります。ですから、これらの数字で決してあらわれないものも一つあるということもご理解をいただきながら、答弁の方にかえさせていただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

●竹田委員　33％下げたという下げた根拠、下げれた根拠というのは何なのかというのを聞いてからですね、それから、もうちょっと下げられるのか、下げられないのかという話になってくると思うんです。

それと、職員の３名というのは専門的な職員なんですか、この３名というのは。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　まず、33％の根拠でありますけれども、これにつきましては町が３分の１、それから漁業者の方が３分の１、それから漁組、漁業協同組合の方が３分の１という持ち分で、この33％を減額しているという内容でございます。

それから、職員の関係であります。職員の関係でありますけれども、種苗期間を12月から５月までの半年間というふうに限定をいたしまして、そのカキ種苗生産にかかわる人数、専門職が３名いますけれども、それらの３人の期間、その割合と申しますか、例えばその６カ月間にかかわる種苗生産の割合、例えば職員が３名いてＡＢＣというふうに区分けをいたしますと、Ａ職員がそれらに携わる割合が0.2、それからもう一人の正職員については0.8、さらに嘱託職員については割合を0.6というふうにして、これらのほかの業務も当然ございますので、種苗単価計算につきましてはそれらの割合を案分した中で算出をしてございますので、ご理解をしていただきたいと存じます。

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

●竹田委員　お金には換算できない部分で、確かにこの種苗センターでは起こり得るということは、研究機関だと思うので当たり前のことだと思うんです。ただ、かければいいのかっていう問題も出てくると思うんです。現実的に、本当にその３名いなければできない状況なのか。それでも人数が足りなくて、ぎりぎりでやっているのか。その辺の問題だと思うんですよね。それで、確かに専門職であれば、当然給料も高くなると思います。ただ、ここまできて数年間かけてきてやってきたノウハウというのがある程度できたら、常に常に100％新しい取り組みをしているということではないと思うんですよね。ですから、当時始めたときの要するに人件費のかけ方、取り組みの仕方で変わってくる。数年たってきてある程度ノウハウが確立してくると、要るものも要らなくなってくる現状というのはわかっていただけると思うんです。

ですから、確かに生産するために研究という課題であれば、人件費と歳入歳出の部分

でバランスは当然とれないと思います。だけれども、このカキえもんをせっかくつくってきた中で、もっともっと生産をしてもらわなければならないというのがこれからの大きな課題だと思います。へい死という問題、ここに大きな壁があるわけですよね。だから、その一つの壁をクリアしていくためには、種苗センターの職員の人件費を下げる、それで下げれた部分を売価の部分で値下げしていけるような方向性を生み出していかないと、先々大変なことになっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですよね。

昨年の平成17年10月から21万個の種苗生産をしたと。希望ととって10軒にお願いしたと。そのデータというのは、今のところどのぐらいの生存確率でいっているのか、そのデータどりですね。そのデータというのは、どういうデータどりをしているんですか。直接職員が出かけていって聞き取り調査しているのか、漁民からの報告をただ待ち受けているのか、そういうデータどりのやり方ですよね。

それと、この21万個を10軒ほどの生産者にお願いしているというのは、これは無償でお願いをしたということなのか、その辺はどうなんでしょう。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　まず、収支のバランスといいますか、収支バランスの関係の再度のご質問かと思います。

カキえもんにつきましては、消費量は一般に出回っている数がわずかでも、カキえもんという、そういうネーミングをつけたことによって非常に効果といいますか、が大いにあったと。厚岸のカキの全体の底上げに大きく貢献をしているというふうに言っても過言ではないのかなと思います。

それから、センターの職員につきましては、種苗生産の時期になりますと、生き物を扱っているということでもありますので、土日については交替で勤務についていただいたり、雨の日も多少のしけでも水質調査に出向いたり、そういった貴重なデータの蓄積を行って厚岸の魚場の維持に貢献をしているということをご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、21万粒のデータの関係でありますけれども、これについては１回目の質問でも答弁等で私の方から言いましたが、漁業協同組合の事業ということでございます。あくまでも21万というのは昨年配布した、希望があって配布した個数のほかに全く別なものでありまして、その21万個を漁組の事業で漁業者に希望をとって、シングルシートの養殖漁業者に限ってですけれども、それらを希望をとって配布したということであります。

どういうデータかということでありますけれども、その方々がそういった有償ではなくて、もちろん無償でその方々はデータどりを行っているということであります。データどりといいましても、その後の生育調査といいますか、どのぐらい生き残っているのかというようなデータというふうに思います。詳細については、漁組の事業でありますので聞いてはおりませんが、追跡調査という形で業者の方に配布をしているということをお聞きしてございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（小澤委員）　助役。

●助役（大沼助役）　補足をさせていただきたいと思います。

１回目の質問で、あのセンターの運営、要するに種苗を生産するということに対して、例えば民間にというようなお話もありましたけれども、今の体制、そこで携わっているその３人のうちの２人の方は大学院で専門の養殖技術に関する勉強をされてきております。その方は、カキの種苗、生産にかかわる知見のみならず、厚岸町の環境、厚岸港湾の環境に対する取り組み、調査等を行っていただいております。カキの種苗、生産技術というのは、これはもう生き物を扱っているわけですから、飼料の、飼料というのはえさですね、えさをつくる段階から時々刻々様子を見て適時な判断をしなければ、その飼料の生産というものも安定的にできないということもあります。それから、母貝から細胞採取するという段階で、かなりノウハウはもちろん蓄積はしてきておりますけれども、毎年、毎年、あるいはその時々で条件が違うわけであります。そういうことからして、余人をもってかえがたいという人材であるというふうに私は思っております。

単純に、種苗センターで扱っている歳入と、それから人件費を含めたコストの部分だけで計算をしますと、今お手元に多分数字があるんでしょうからあれですが、3,000万円から2,000万円ほどの赤というふうにはなります。なりますが、種苗だけのことをやっていただいているわけではなくて、先ほども課長が答弁しましたように、環境の問題、要するに水質等の調査をしておりますし、あわせて漁業者と一緒になって、このカキえもんをどうやって育てることが、生産率を高めて漁業者の生産に結びついていくのかということを一緒になって浜へ出てやっておりますので、これは今簡単に民間の方に委託するなどということは全く考えてもいませんし、むしろ、それをしてはまずいのではないかと、そのように考えております。

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

●竹田委員　民間でやっているところも確かに日本の中では数カ所ありますよね。だから100％できないということじゃないと思う。

ただ、このカキえもんをブランド化したというところに問題があると思うんです。やっぱり、このブランド化というのはある一定量、ある月数であったりなかったり、物すごく量がでたり、注文して買いに行ったけれどもないとか、そういうばらつきというものはブランドとは言わないと思うんです。毎月、毎月コンスタントにきちっと生産ができて出荷できる体制、これがブランドだと思うんです。でも、カキはブランド化というふうにもう名前が行き渡っちゃっているんですよね。そこに問題があるんだ。

だから、へい死をするというのが今一番、カキえもんの中で非常に危惧されている部分で、心配の部分になってきている。それが、確かに立派な人たちが研究の中に職員としていると。でも、へい死の問題については全く進んでいないような状況だと思うんです。それは、どういった研究をしているのかという部分は見えてはいないです、自分自身も知らないし。ただ、へい死の部分については、育てる生産者に聞くと全くわからないんだと、なぜなのか。毎年、毎年いろんな工夫して、あっち持っていったり、こっち

持っていったりしているんだと。全く、どぼんとつけたまま見ているわけじゃないんだと。そういうこと聞くと、種苗センターでやっている研究の部分が生産者にきちっと伝わっていないというふうに聞こえちゃうんですよね。それが問題だと思うんです。

だから今の体制でいくと、人数的に足りないのかなという部分も逆に出てくる。だから、もっと人件費かけてもっと研究しなければならないんじゃないかということも考えられる。あくまでも研究の部分について、お金をかけているから、人件費を削減するために民間委託をしろと質問している僕じゃないんですよ、自分は。どうしたら、いち早くブランド化していくために、どういう研究を進めていって、どんなお金をかけていったら、どういう研究をしていったら精巧なものができていくのかということに、お金をかけなければならないし、時間も費やさなければならないと思うんです。だから、かけるなとか民間委託しろとか、そういうことを言っているんじゃないんです。どういった手法をとれば一番いいカキえもんのブランドづくりをしていけるのかということが大事じゃないんですかということです。その中に、一番問題なのはへい死という問題、そのへい死の確率を少なくしていくために、生産者から聞くと、いまいちきちっとした指導がないというお話を聞いているんで、あえて言わせてもらったんです。とりあえずそこまで。

●委員長（小澤委員）　助役。

●助役（大沼助役）　どの生産者からそういう情報を聞いたか定かではありませんが、私が担当課の方、あるいはその担当している職員から話を聞いているところでは、その時々のその日の気温だとか水温だとか、それから魚場の移動の問題であるとか、それから乾湿、要するに水から揚げた状態でどのぐらい置いておくことで、カキの生産率がどう変わるかというようなことなどは、カキえもんを扱っておられる、全体のカキ業者が140ほどあるというふうに聞いていますが、そのうち四、五十件の方たち、これは養殖技術検討会というものを組織しております。その中で、その我々が調べ得ている湖内の状況、環境、それらは漁業者に情報として提供しております。

それから、その担当者は、漁業者のそういう取り組みのみならず、町の方で魚場の位置を変える等の取り組みもやっております。このへい死の原因というのはさまざま考えられるわけですね。水温、水質、えさの問題、それから育てる、要するに魚場の問題、それからえさの問題、それらを１回だけ、あるいは２回だけデータを持ってきて、これが原因であるとなどといったことはできないんです。そういうデータの蓄積を今やっている最中ですから、これは私としては継続してやっていかなければならないし、その取り組みは漁業者と一緒になってやっていかなければならないものだと思います。

竹田委員がおっしゃるように、そういうブランド化ということをした以上は、町としては安定的な出荷をできるようにということで、その一つの振興策として、そういう種苗の単価というものを抑えさせていただいて提供をさせていただいているということでありますので、それらはもう今やっていることをさらに継続をして、漁業者にその情報をきちっと提供していくということが大事だろうと、このように考えております。

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

●竹田委員　へい死の問題については、これは何が原因なのかということは明らかにされていないというのは僕も聞いています。それはもう、とっくに知っています。

ただ、これだけへい死が続くということになれば、生産者自体がやろうという、取り組みをしていこうという意識が薄らいでいく。生産者の数が減ってくると。そうすると、ブランド化ということからもっともっと遠ざかってしまう。それが問題じゃないかなというふうに思うんです。

だから、それを１年でも早く、２年でも早く、早くそのへい死の原因というものに、人件費をこれだけかけているからやってほしい。それは、カキ漁師、生産者のみならず、町民も少なからずは心配しています。大丈夫なんだろうか、厚岸のカキは。買いに行ったのにないと言われたという心配を、町民も持っています。カキえもんというのは、日本全国、世界各国中、厚岸だけですよね。だから皆さん心配していると思うんです。

それから、平成19年度で、今言われました町と漁組と個人との負担で３分の１ずつというお話ししていました。この負担していただいて、１円80銭という金額で今売られている。来年で一応切れるんですけれども、これからもう少し考えていかなければならないという答弁だったんですけれども、希望としてはまたその金額のままで行っていただけるんだろうか、どうなのか。それもちょっと全然わからないのか、担当課長としては、できればそのままやっていきたいなというふうに思っているのか。助役の考えもちょっと聞きたいんですけれども。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　平成14年度から平成19年度までということを先ほど申し上げましたが、あと１年ほどございますので、この１年間のうちに漁業者の声あるいは漁業協同組合、それらと町の方も内部を含めまして、現場含めまして検討、協議させていただきたいというふうに思っています。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

（「もう一つ、ちょっと」の声あり）

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

●竹田委員　現在のカキえもんの元祖の種というのは何の種なんですか。

それと、種が問題なのか、どうなのか、その辺の詳しい話を。要するに、暑さに強いカキ、寒さに弱いカキ、逆も言えると思います。その種をつくるときのその部分というのは、何を根拠にその種から抽出してつくり上げていったのかという、その部分もお聞きしたい。

それから、生産者が買うものについては、安ければ安いほどいいと思うんですね、買

うとき。だから、その値段がもっと安く、これから売ることも逆にできるのか、できないのか。

それで、さっき僕が、値下げができる、安く売れる、33％値引きした根拠は何ですかと言ったのは、課長の答弁では、漁組、個人負担と町の負担３分の１ずつでそういう値段になったんだと。だから、僕が聞いているのはそういうことじゃないんですよ。個人に３分の１でやったから１円80銭、90銭になったんだということじゃなくて、３分の１ずつ割ったからそうなったんであって、結局はその負担をかけないとしてやったことですよね、生産者に対して値下げをしたということは。その値下げをした、３分の１ずつ割ってしまったということの答えじゃなくて、下げれた根拠というんですか、下げなければならない、ここまで値段を下げれば何とかなるだろうという、その根拠、それを聞きたいんですよ。その根拠がなければ、単純に３分の１に今度割ってという話にならないと思うんです。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　まず、親種といいますか、種の件でありますけれども、カキセンターが平成11年に開設をしております。その２年ほど前に、漁業協同組合が種苗の生産というか、そういったものに取り組んでいました。平成９年に、漁業協同組合が北海道の補助をいただきまして種苗生産管理試験事業という事業を行いまして、そのときに種苗生産した親貝を現在も使用しているという内容でございます。

それから、単価の関係でありますけれども、本来であれば漁業協同組合も、その33％を負担するということでありますけれども、漁業協同組合ではその負担分を別の調査研究事業に充てているというふうに聞いてございます。

以上が種の件と、それから値段の件ということでございます。

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

（「委員長、回数、委員長、回数しろ」の声あり）

●竹田委員　何の回数、制限ないために委員会を設けてわざわざやっているのに、そんな制限加えられたら委員会にならなくなっちゃう。

（「理由のないこと言っているのが問題なんだ」「いいんですね、話しても」の声あり）

●委員長（小澤委員）　はい、竹田委員。

●竹田委員　僕が聞いているのは、平成９年に北海道の事業をやって、その事業の中でカキから抽出したということじゃなくて、そのもともとのカキの名前ですよ。トレーサビリティというのがあって、課長のお母さん、お父さんがいて、そのじいさん、ばあさん

がいてという、もともとの種のものを聞いているんですよ、何からとったんですかって。

●委員長（小澤委員）　産業振興課長。

●産業振興課長（大崎課長）　もともと地まきでの天然自然からとったもので、もともとについては隣の福島、カキ島にあったカキを漁業者の方に、提供していただいたものを親貝として使用しているという概要であります。一番古いので、平成９年に漁業者の方から提供したものをいただいてございます。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

●竹田委員　たくさんあるんですけれども、皆さんに迷惑かけるので、この程度でいいです。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
ほかにございませんか。
それでは、次に進めてまいります。
29ページ、６款商工費、１項商工費、３目食文化振興費。
12番、谷口委員。

●谷口委員　厚岸町ホームページからコンキリエにたどるのは二通りありますよね、ホームページ。それで、厚岸関連サイトというところからリンクしていきますと、厚岸町の商工会のホームページにリンクすることになっているんですよね。そうすると、厚岸産直市場というのに行くようになっているんですけれども、そこの一覧に、コンキリエの欄があるんですけれども、これを見たことありますか、だれか。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　私は見たことございません。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　あのホームページを管理しているのはどこですか。

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　総体的には総務課情報化推進係でございますけれども、それぞれの内容については、それぞれ所管、それぞれの事務を所管するところで内容等のチェック、それから更新等々を行うことになっております。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　リンクを張るのは、わけがあって張っているわけですよね、そうですよね。その効果があるから、リンク先を表示しているわけでしょう。こういうのっていうのは、日々調べているんでしょうか。それから、どうして厚岸町の機関のリンクと、それから関連リンクと二通りありますよね。そうするのは、つくったときにそういうものをつくった意味があってリンクするようにつくっているのではないのかなというふうに思うんですよね。そして、別に厚岸町のホームページから真っすぐコンキリエに、コンキリエのホームページにぶつかるサイトと、それから商工会を迂回していくルートと、ページの内容は全然違うんですけれども。そうやってリンクさせる意義があってやっているのではないかなと思うんですけれども。全然、厚岸町を通って関連させながらリンクしているホームページを全然見ていないというのも、これはどうなのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。だれか見ていないんですか。

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　お答え申し上げたいと思うんですが、要するにホームページのリンクというのは、おっしゃるとおりに関連するものでございまして、厚岸町のホームページからやはりＰＲ関係をするとか、町内のいろいろなものがあってこれらを紹介したいというような部分、それから関係機関のホームページを参照するために必要だというようなもの、そういうような部分を判断しながらリンクづけを行っているという形でございまして、当然コンキリエも厚岸町のいわゆる観光なり情報発信の関係でございますし、それ独自のホームページも持っておるという形の中では関係があるということの中で一つはリンクを張ってきていると。

それからもう一つ、商工会のホームページにつきましても、当然同じような意味合いの中から、関係するホームページであるということから紹介をすべきものというような考えの中で、そちらの方にもリンクを張っていっているということでございます。

今、その内容的には、やはり１つはコンキリエオリジナルのホームページをつくっている部分、それから、もう一方では商工会という産直の関係でつくられているホームページの部分というような差異が生じているのかなというふうにちょっと考えておりますけれども。

すみません、中身の詳細については、ちょっと私も今手元に何も資料を持っておりませんので、ちょっとこの程度しかお答え今できないんですが、そういうような状況を考えております。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　今、課長おっしゃったとおりだと思うんですよね。それぞれ意義があって、それぞれの形で独自にホームページを立ち上げているのと、それから、そういう商工会の方のサイトから宣伝をしようということで立ち上げているのと二通りをつくっている

んだと思います、コンキリエとしてね。
　それで、問題なのは、商工会の方の産直市場の方なんですよ。これを見てびっくりするんですけれども、あそこの支配人かわって、どのぐらいたちましたか。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　コンキリエの支配人は４月にかわっております。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　このホームページにどれぐらい、私お金かけているのかわかりません。それから、商工会に負担金を払ってやっているのかも、どうしてそれができているのかもわかりませんけれども、あそこをあけると、コンキリエ小寺支配人お薦めの旬の商品というのがあるんですよ。ところが、開けてみたらそこには何の商品もなくて、ただコンキリエだけが載っているだけなんですよ。これはちょっと、負担金があるのかないのかちょっとわかりませんけれども、やるんであればもっときちんとやればいいし、お金がかかっていないんであれば、いないように。かかっていなくても、直すものは直すべきではないのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　お答え申します。
　今、委員おっしゃるとおり、当然のことだと思います。そういう形で今聞きましたので、早速に商工会の方にその辺の申し入れ、改善等を図るように指導していきたいと思います。

（「ちょっと今調べてみてもらえませんか」の声あり）

●まちづくり推進課長（北村課長）　いずれにしても早急に調べて対応したいと思いますので。

（「今、ちょっと調べられないかい」の声あり）

●委員長（小澤委員）　休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後１時56分再開

●委員長（小澤委員）　再開いたします。

まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　お答え申し上げます。

今、町の方のやつでホームページあけまして一応調べましたら、間違いなく質問者言われるとおり、厚岸町の商工会でつくっているページなんですけれども、その中では小寺支配人というような形の中でのイメージままなっているという形でございますので、先ほど言いましたように、コンキリエも通じながら商工会に対しても、適正に改善するように指導していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

（「以上です」の声あり）

●委員長（小澤委員）　進めてまいります。

４目観光振興費。

３番、南谷委員。

●南谷委員　６款商工費、１項商工費、４目観光振興費ですか。この事業の関係について、事業の内容についてお尋ねをさせていただきます。

その他で100万円、一般財源から120万円ということで観光宣伝費220万円。この事業がまずなぜ今この時点で計上されたのか、このことがまず第１点目でございまして、聞き及ぶところによりますと、北海道観光のＰＲ誌じゃらん、この関係で特集を組んでＰＲ活動をしていくんだということでございますけれども、この内容につきまして、まずもってお尋ねいたします。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　お答え申し上げます。

質問者言われましたとおり、この観光宣伝そのものは220万円の事業費、そして補助金といいますか、助成が生き生きふるさと推進事業の方から100万円をいただいてこの事業展開をする形になりまして、まず、なぜこの時期にという形の中では、この推進交付金、その事業そのものの決定が不透明だったために当初予算には計上していなかった。このたび決定したので予算計上をさせていただいたという内容でございます。

また、事業そのものの内容については、今質問者に言われましたとおり、基本的には北海道じゃらんの４ページを使っての観光宣伝、厚岸町の味覚も含めた観光宣伝。それとあわせて、もう一つには観光企画、読者の方々から厚岸町に行ったことがあるかないかとか含めて、観光客のニーズというものをそのアンケートの中で調査しようと。それを受けた中で、今後の観光振興策の参考として、そのアンケートを活用していこうと、そういう考えでこの事業を進めるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　３番、南谷委員。

●南谷委員　当初予算から不確定なんでということも非常に合点がいきにくい部分だなと。事業をやるんであれば、どうしても必要であれば一財で全部やってもということもあるんでしょうけれども、当初予算から不確定なもので計上できなかったということもよく理解できるんですけれども、まあわかりました。

次に、この事業の内容につきまして厚岸町の観光ＰＲということは、私も大変重要なことだなと思うんですけれども、この事業を立ち上げた目的なんですけれども、２つ目にお答えになったアンケート等を聴取して今後の観光事業に反映していきたいというんですけれども、非常にアバウトなお答えだなという気がしてならないんです。もう少しどういうふうに例えばアンケート調査をやられるんだろうけれども、この事業はだれが、どこが窓口になって、まち課の方で主体になってやるものなのか。アンケート調査も含めて、観光協会とどのようなかかわりがあるのか。例えば、観光と言うんだけれども、どういうものをメニューにしてやるのか、もう少し具体的に説明をしていただきたいと存じます。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　お答え申し上げます。

基本的に、北海道じゃらん購読そのものは、全国一位という形の中での購読量を誇っております。その中で、観光のページでは食と観光という形を位置づけしながら、４ページにわたって写真や文章内容によってのコマーシャルを考えてございます。

それから、アンケート調査についても当然、一応ちょっと非常に字が小さくであれなんですけれども、いろいろ先ほど言いました、まちづくり推進課の方で事業主体になりますけれども、これをやるのが北海道じゃらんという会社ですから、そことの中で内容とかいろんなことを検討し合いながら、そのアンケートの生かし方も含めて協議しながら内容を決めていくという形でございます。いろいろこの調査そのものについては、雑誌の中から、それで読者が電話でそのアンケートに答える形、プッシュホンですか、何か即回答されるというようなシステムなんですけれども、それらを活用した中での調査というふうになります。その中では、内容項目も一応九つ程度のアンケートの中で、行ってみたい公共施設であるとか、例えば食べたい、厚岸町で食べたことがある、何に期待する、そういうようなこと、いろいろ、もろもろございますが、そういう案を今じゃらんの方と打ち合わせしながら、今取り進めているという形でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　３番、南谷委員。

●南谷委員　僕の一番聞きたいのはアンケート、これだけの予算を一財から出して事業をされる、前向きなことでいいことだなと。ですけれども、どう反映していくんだという

部分が見えないんですね、僕にすると、そのとったアンケートで。ということは、広告宣伝費みたいな部分ですから、はっきり言いまして。この220万円の事業をしますよ、まちづくり推進課でやりますよ、で、こういうふうに記載しました。だけど、はっきりと観光協会が、まちづくり推進課でそのアンケートに対してどう事業展開していくんだというものが今の時点では、それははっきり見えないんですかということを聞いているんですよ。例えば、何をＰＲするか。観光、観光と言うんですけれども、カキをメーンにするとか、厚岸町のよさといってもそういうものもある程度もう、既に予算計上されているわけだから、プランづくりは僕はされているんではないかなと、こういう判断をしたんです。

ですから、先ほどから伺っているんですけれども、課長の答弁は当初僕が描いたストーリーからまだ抜けていないんですよ。もう少し、少なくても計上をしているわけだから、今後これをどういうふうに生かしていくんだと、結果としてですよ。そういうものを具体的に説明をして、言ってみれば町民にも、やはり町として一生懸命観光に取り組んでいるんだということであれば、もう少し具体的に説明をしていただきたいなという思いでいっぱいでございます。いかがですか。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　今回の調査そのものは厚岸町の発注する行事でございまして、観光協会とのという形ではございません。まず、町の事業という形でご理解いただきたいと思います。

それから、基本的には先ほど言いましたように、厚岸町の観光ＰＲという形の中では、やはり食、厚岸町にとっては食を外せない。食と観光という形の中では、厚岸３大グルメとして、大黒島サンマとアサリとカキ、この３つを柱にしながら食の部分での、例えばレポートというか、そういう方々も入った中でＰＲというか、こうして食べたらおいしいですとか、そういうことも含めてという形のＰＲが出てくる。そこに伴う方々の店等の紹介等もページがついているのもあるという形になりますので、それを４ページ、じゃらんの４ページを使って、そういう観光ＰＲをしようと。その一部使った中でのアンケート調査、アンケート調査項目は９つぐらいありますけれども、その中から観光客の現在厚岸町に期待するものであるとか、そういうもののニーズをそのアンケートの中に生かして、それに基づいてやはり今後の観光振興策に活用していきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、進めてまいります。

５目、観光施設費。

１番、室﨑委員。

●室﨑委員　一般質問の中で子野日公園の整備について出ておりました。ちょっと私の方

で思い違いがあったわけなんで確認のため申し上げますが、アスレチック施設、これは撤去すると。それから、何とかサイクルモノレール、あれについては今地面が凍って芝が傷まないような状況の中で撤去すると。それから、何かちょっと奥まったところにある、奥まったというか正面から入っていったところにある噴水施設、これについては撤去できるものはして器具は埋めてしまうというようなお話でしたが、それでよろしいですか。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　そのとおりでございます。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　ちょっと気になるんですが、宮園運動公園のかつてビニールハウスのようにしておいた温水プールですよね。火を入れて温めるんじゃない温水プール。それが上の鉄骨部分は全部撤去したんだけれども、コンクリート部分をそのまま埋めてしまおうとしたら、それは産業廃棄物か何かの規制でひっかかって、そのまま埋めるということはできないというような話もそのときにあったようですが、子野日公園の場合の基部のコンクリート部分は埋めても、そういうものにはひっかからないんですね。

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　すべて撤去を考えてございます。鉄骨部分はあれですけれども、下の基礎等も。

（「いや、そんな話聞いているんじゃない」の声あり）

●委員長（小澤委員）　まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　お答え申し上げます。
　すみません、質問聞き取れなくて申しわけございません。
　噴水の枠をそのまま活用した中で、噴水の役割そのものが水抜けできないんで、それらを活用してとりあえず、そこに出る発生土をそこに埋めて、それらを活用しようという形で考えてございまして、それを撤去するということの考え方はございません。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　そういうこと言っているんじゃない。
　あのね、いいですか、聞いてくださいよ。今うるさいんですよ。いわゆる旧来あった施設を、それに土かけて上に別のものをつくろうとすると、不法投棄だという理屈がつ

いてくるんですよね。それで、宮園の場合にはあのプール部分のコンクリートの上にだっと土をかけて別のものにしようとすると、それは地中に投棄したというふうにみなされるということでできなくなるんだということは、岩谷さんの質問の中での答弁であったんです。それでなかなか難しいと。ところが、そのとき同じように、噴水の話では基部を埋めてしまいますというふうに言ったものですから、そうすると少なくてもその答弁を聞いている範囲では、右と左が違ったんですよ。だから、それでそのような形でひっかかるおそれはないでしょうねと、それをきちんと検討して、こっちについてはこういうやり方だから大丈夫なんだというところを聞かせてほしいんですよ。

●委員長（小澤委員）　暫時休憩いたします。

午後２時12分休憩

午後２時13分再開

●委員長（小澤委員）　再開いたします。
まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（北村課長）　すみません、お答え申し上げます。
基本的にはあの施設を活用しながらという形の中での、とりあえず工事発生土を入れていますけれども、その利活用については、あのふちというか、そういうものを活用しながら利用しようと、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
ほかにございませんか。
それでは、進めてまいります。
７款土木費、１項土木管理費、２目土木車両管理費。
２項道路橋梁費、１目道路橋梁維持費。
２目道路新設改良費。ございませんか。
それでは、次ページに進みます。
５項公園費、２目公園事業費。
７番、中屋委員。

●中屋委員　２目公園事業費の中に松葉町憩い広場の整備事業ということで70万円計上されておりますが、支障物件調査委託料、これはどこで、どういう物件なのか、もう少し詳しく説明してください、内容を。

●委員長（小澤委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　お答えをいたします。
　まず、場所ですけれども、平成16年度に建設しました松葉町憩いの広場がございます。その隣に物件が今建っております、建物ですね。

（「どこ、どっちの方」の声あり）

●建設課長（佐藤課長）　そのちょうど並びでございます。松葉町沿いの並びの。

（「杉本さんの方ですか」の声あり）

●建設課長（佐藤課長）　そこの物件に係る支障物件の調査費用でございます。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
　７番、中屋委員。

●中屋委員　商工業の支障物件というのはあるんですか。それとも、杉本さんの物件買ったというか、購入する予定でそういう調査をするんですか。

●委員長（小澤委員）　建設課長。

●建設課長（佐藤課長）　物件は買っておりません。幾らこういった物に、買うとした場合に費用がかかるのか、そういったものを出すためのものでございます。

（「買うためのね」の声あり）

●建設課長（佐藤課長）　買うと確定しているものではございません。幾らぐらい費用がかかるのかということの調査をするということでございます。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
　８番、音喜多委員。

●音喜多委員　今、７番議員さんがお聞きになりましたが、私ども総務でもあそこのところを見に行ったときに、そういったものは道道というか町道を挟んで、大通りを挟んで広場の並びにはすべてあれは町が購入した土地で、あの中でイベント等の利活用をするんだというご説明でございましたので、今回出た部分ではどこをどう調査するのかなと。あのエリアの中では、近隣を見てもそういう支障になるものはないのではないかなというふうに見てきたものですから。今お聞きしますと、いわゆる広場に隣接する杉本さん、私ども見に行った時点では、まだあそこには住居としてというか住宅としてきちっと残っていたものですから。

そうすると、そこを今のお話であれば買うということになるのかどうなのかわかりませんけれども、言葉じりつかまえてちょっと恐縮に存じますけれども、支障物件ということでいいのかどうなのか。もっとちょっと言い方というか、何か本当に。行政用語の中で支障物件ということでは、そういう購入するかしないか含めて、購入するとしたらそれを利活用できるか、あるいは利活用できなければつぶして更地にするかとかという、一般的に物を買う場合というか、物件を買う場合はそういうふうに考えますので、そういった点では、支障物件というのが私どもの町では行政用語としてはまさしく正しいんだということでいいのかどうなのか。その点、ちょっと確認しておきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　お答えをさせていただきます。

確かに支障という言葉、実際に見れば誤解を招く点あるんですが、整備をするに当たって支障と見られる物件の調査ということになるわけでございます。と言いますのは、既に我々松葉町通りの整備に対しまして広場をつくりました、公園をつくりました。しかしながら、皆さんからご意見がありましたとおり、あそこの広場をさらに駐車場またはトイレ等はどうするんだというご意見の中で、そういう方向で整備をしたいという考えを申し上げたわけであります。しかしながら、その整備をするにも、今固有名詞言っていましたけれども杉本さんの土地が隣にあります。ですから、そういう意味において、そういう目的に沿った整備をするのにはどういう、もちろん値段もあることでありますので、いろんな面の、また本人も売るのかどうかまだわかりません。そういういろいろな調査をするための、言葉で言うと支障という、だけど考えるとちょっとあれですけれども、整備をするために支障になるという物件を、これから調査をして公園整備に当たるという意味合いでありますので、ご理解を願いたいと思います。

●委員長（小澤委員）　８番。

●音喜多委員　あの一角というか、既にもう予算の段階で、あの一角はあれで一つの区切りとして終わったというふうに私は認識していたというか、あそこの部分のあの並びはもうあれで完成して、また別途別なことを考えなければいけないかもしれないけれども、今トイレだとか駐車場とか、そういうことは言われていましたが、それに付随すると、今のお話であればそういうことなのかなというふうに解釈しますけれども。

今お聞きしてみますと、まだ相手側の方も売るとも、どうするともいう、こちらから相談かけて、この地続きの中でこういう松葉町の広場として活用させていただけませんかという話がある程度進んでいる中で、こういう見方というか予算づけをするのかなと。じゃ、相手がだめだったら引っ込めすればいい、予算を返上すればいいという考え方なのかと。逆に、そんなあいまいな形で物事を進めるのかというふうに感じる、感じないわけではないんです、正直言って。ですから、それは相手の出方次第だろうと思うんですが。そういう言い方すると恨まれるぐらいがおちかなと思いますけれども、いずれにしたって、相手との絡みがある中で、ある程度の方向性が見出された時点でこういう予

算づけがあってしかるべきではないのかなというふうに考えますが、その辺はいかがですか。

●委員長（小澤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　あの一角についてのいろいろなお話については、内々にお話ししながら進めております。しかしながら、それが確定しているものでありませんし、さらにまたその隣に空き地があります。さらにはまた信用金庫がございます。それぞれを含めて調査をしていきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
16番、竹田委員。

●竹田委員　調査というのがちょっと理解できなかったんですけれども、どんな調査なんですか。例えば、家屋においては家屋調査の方法もあるし、地盤については地盤調査というのもあるし、どういった内容の調査なんですか。
それから、その調べようとする、調査しようとする土地の広さ、平米数とかというのをちょっと教えてほしいんです。

●委員長（小澤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　もちろん調査ですから、相手の理解を得る中で、それが成立した場合に設計等含めて、また土地の値段等含めてどれぐらいかかるのかというようなもろもろの、公園整備に当たってのもろもろの調査であります。

●委員長（小澤委員）　竹田委員。

●竹田委員　これは土地の持主がはっきりしているわけですよね。買うか買わないかわからないという部分で、ある程度調査したいんだけれどもということであれば、人の建物、人の土地ですよね。これ承諾を得なければいけないんですよね。その承諾は得ているんですか。

●委員長（小澤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　先ほども答弁いたしましたが、そういう交渉も含めて公園広場に当たってまいりたいということであります。

●委員長（小澤委員）　16番、竹田委員。

●竹田委員　売ってくれるかどうかわからないという部分で、全くわからないものに対し

て調査してもいいですよというふうに本人側から許しを得たということで理解していいんですか。

●委員長（小澤委員）　町長。

●町長（若狭町長）　ですから、これから交渉をして、いろいろと、その一個人の問題についてはですよ、交渉をして、整備に協力できるかどうかということに対する結果を出すのも、この事業の一つであります。

●委員長（小澤委員）　ほかにございませんか。
　それでは、進めてまいります。
　８款消防費、１項消防費、１目常備消防費。ございませんか。
　９款教育費、２項小学校費、１目学校運営費。ございませんか。
　２目学校管理費。
　４目学校建設費。ございませんか。
　５項社会教育費、５目博物館運営費。
　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　海事記念館というのは博物館ですよね。そして、そこで行われているいろいろな活動というのは博物館活動というふうにとらえてよろしいですね。まず、そこのところをちょっとお聞きしておきます。

●委員長（小澤委員）　生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（藤田課長）　そのとおりです。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　それで、そこでいろんな展示をしたり、あるいはそれぞれの年代やいろいろな区分けもあるでしょうけれども、広い意味で町民を対象にしたいろいろな活動を行ったりしていますよね。こういうものは全部博物館活動になるわけで。ただ、やりますというＰＲはいろいろな形でされるんですけれども、やりましたという意味でのＰＲがどうも弱いなというふうに実は思っていました。
　ところが、この前、厚岸町海事記念館通信というのを目にいたしました。非常にいいんですね。こういうことやった、ああいうことやったということもわかりやすく書かれているわけです。これはどういうところに、どんな形でもって配布していますか。それと、どの程度の定期的な頻度で出されているでしょうか。

●委員長（小澤委員）　生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（藤田課長）　すみません、ちょっと確認します。

●委員長（小澤委員）　暫時休憩いたします。

午後２時28分休憩

午後２時29分再開

●委員長（小澤委員）　再開いたします。
　海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長）　遅くなりましてすみません。
　海事記念館の通信の関係なんですけれども、実はこの通信は今年初めてやりました。それで今２回目ですから、もう１回予定しています。
　それで、配布先については各小・中学校、それからうちの団体でありますふるさと友の会とか、それからあと管内の博物館等です。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　こういうものでどんどんと、こういうことをやっているんですよというのを広めていくのは、これは博物館活動の基本じゃないかと思うんですよ。それで今のところ年３回というのは、これからどんどん数もふやしてほしいんです。それと配布先をやっぱり一般町民みんなが広くわかるようにしてほしいんです。ちょっとお隣の監査委員さんにお聞きしたら、監査委員様のところにも行っていないんですよね。それから、もちろん議員というような形で皆さんのところにも行っていないんだろうと思うんです。私たまたま、そのふるさと友の会の会員なものですから、目にすることができたんだろうと思うんです。それから、役場のロビーだとか、そういうところに拡大物でもつくって張り出したっていいわけですよ。それから、いろんなパンフがよく役場の受付のところに積んでありますけれども、そんなことしたって怒られないと思いますよ。せっかくですから、いろいろと広くみんなの目にとまるようにＰＲを上手にやっていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（小澤委員）　海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長）　この通信についてはもともと計画になかったもので、私が４月に異動になってから、こういう通信も広く皆さんに周知したいということで、最初は町広報と一緒に部数4,000ぐらいありますけれども、それで考えておりましたけれども、最終的にはこういうことになったんですけれども、来年からはぜひ広報と一緒にこの通信も配布というか、周知したいと思います。思っています。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　それで、私もじっくりと読ませていただきまして大変おもしろかったんです。ただ、一、二、気になるところがありますので、その内容について疑義をただしたいと、お聞かせいただきたいんですが。

２ページ目に床潭島でヒブナ生息調査を実施したというふうになっております。地引網を引いたんですね。そうしたら、その中にドイツ鯉というのが捕獲されましたということが書かれているんです。ドイツ鯉というんだから、ドイツから床潭島に泳いできたんじゃないでしょうね。これについての町としての所見を伺います。

●委員長（小澤委員）　海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長）　実は、床潭沼のヒブナ生息調査を今年６年ぶりに６月15日に実施しました。それで、地引網で捕獲したんですけれども、その中にドイツ鯉というものが１尾捕獲されました。それで、通信にも載せたんですけれども、事実は事実として受けとめるというか、そういうことで一応記述したというか、通信の方に載せました。

それで、これについては当然これは道の天然記念物ですから、道の方にも外来種であるドイツ鯉が捕獲されましたということを報告はしております。その後のコメントは別に今のところはないわけですけれども、どちらにしても今後、この外来種であるドイツ鯉が、床潭沼にもとから住んでいる在来種と言われるフナ、それからコイ、あとワカサギ等にどういう影響を与えるのか、悪影響ですね、その総合的な調査をしないとわからないと思いますので、その総合調査も59年以降、またそれ以来やっておりませんので、今後道教委とも相談しまして、ぜひ道教委ももちろん関係ありますので、協議しながら、ドイツ鯉ばかりでないですけれども、総合的に調査はしないとならないと思っております。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　それが教育委員会としての所見ですか。それで終わりですか。

まず、このドイツ鯉としての種の特定というのがどういうレベルで行われているのか、お聞きしておきます。

それから、こういう調査を、とにかく地引網であろうと何であろうと行った結果、そういう外来種が、このいわゆる厚岸床潭島ヒブナ生息地として北海道指定の天然記念物となっている、これはヒブナだけじゃないんですね。床潭島そのものが生息地として丸ごと指定されているわけですよ。そこのところでもって見つかったというのは、これはゆゆしき事態だと思うんですね。それに対して、行ったのは6月15日です。今日は９月の何日ですか、15日かな、３カ月たったんですね。今聞いたら、いやこれから考えてみなければならないという程度の話なんでしょうか。それは海事記念館の一海事係の問題として処理しているんでしょうか。教育委員会全体としてどのように考えているのか。要するに、厚岸町としてどう考えているのかということでお聞きしているわけです。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　このドイツ鯉の件につきましては、私自身も海事記念館通信の中で読ませていただきました。ちょっと専門家の方にも少し聞いてみたんですけれども、このドイツ鯉自身についてはかなり古くから日本に輸入された種類だそうです。ただ、この沼がそういうふうな状況にあることと、ウチダザリガニ等の輸入種の問題についてもかなり問題になっているということで注意を払うことが必要ではないかというふうに所見をいただいております。

　この中で、先ほど館長も言いましたけれども、単発的な調査ではちょっと難しいんだろうというふうに言われておりまして、直営でやる調査ではちょっと不可能だということですので、できれば予算的にも折衝する中で、今館長言ったような総合的な調査が必要ということですので、残念ながら早急に今の段階で手を打つことはちょっと難しいかなというふうに考えている状況です。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　ドイツ鯉というのはニシキゴイの基礎になっているコイの一つだそうですね。明治17年にドイツから日本に入ってきているんだそうですよ。いずれにしても外来種であることは間違いないですね。そういうものが、こういういわゆる単発調査をやって獲れたということは結構いるんではないかということをうかがわせるわけですね。今総合調査をすると言ったので、その辺についてはそのように早急に進めていただきたい。

　それで、この調査方法についてまたちょっとお聞きするんですが、これは床潭沼のヒブナというのは40年前に、ここに書かれておるんですが、当時の犬飼哲夫教授指導のもとに、当時は地引網で行われたんだと思います。40年前というのは地引網というのが一般的だったと思うんですが、今日地引網でこういう生息調査を行っている場所というのは余り聞いたことがないんですよね。十年一日のごとしという言葉はありますけれども。

　それで、ちょっと参考までに申し上げますが、今から五、六年前だと思いますが、そんなにたっていないかもしれませんが、北大の水産学部の山羽という教授が厚岸町にお見えになりまして、厚岸町で講演をやってくださいました。たしか、床潭とそれから情報館と両方でやってくださったと思います。私も床潭のときは学校でしたから行けませんでしたが、聞きました。そのときには、もうレベルがすっかり違うんですよ。恐らくえらから血を取ると思うんですが、ＤＮＡで全部鑑定していくんですね、種を。その見かけでもって、これ背中赤いからヒブナ、これ黒いからフナなんていうようなレベルではないんですよ。

　そのときのいろいろなお話、私個人的にもいろいろ聞いたものですから講演とちょっとごっちゃになっていて申しわけないんですが、そのＤＮＡレベルでいうと、何種類というか何グループにも床潭沼のヒブナが分かれてしまう。そして、それは捕獲方法が全然違って、梁って言うんですか、かごのようなものをかけて、あっちこっちしてとるものですから、ここでとれるのはみんなこのグループ、あそこで取れるのはみんなこのグ

ループというふうになる。すなわち、そういうグループごとにすみ分けているんだと。それで、本州の方の沼なんかは、全部かんがいに、もうそれこそ縄文時代から使われているのですっかりもう狂っちゃっているけれども、ここはどうも太古の昔からの魚のすみ方がそのままうかがわれるようなところで、しかもそれがえらい山の中にぽつんとあるんじゃなくて、すぐそばに人が生活しているということで、非常に貴重なところだという話をしてくださいました。その後、こういう今の魚の、こういう魚にもいろんな種類があるでしょうけれども、とにかく床潭沼にすむようなヒブナだとか、フナだとか、コイだとか、ドジョウだとか、そういうものに関しての今の日本の最先端を走っている学者がわざわざここに来て、そこまでの評価をしてくれているわけですが、教育委員会はそういうグループとはその後どのような接続を持って進めているのか。

そして、私なんか非常に鮮烈な印象があるんですが、中で、今回この地引網をかけて、がっと引っ張ってくるわけですから、早く言えば生息圏も何もがちゃがちゃになってしまいますね。そういうレベルの調査をしたというのはどういうわけなのか。今の最先端レベルの調査方法と全く違うんですけれども、それを採用して行っているわけ。

そういう点について、この数年間の状況をとらえながら、きちんと説明をしていただきたいんです。

●委員長（小澤委員）　海事記念館長。

●海事記念館長（北川館長）　まず、今厚岸の教育委員会で行っている調査については、あくまでもヒブナの生息調査ということであります、総合調査は別にいたしまして。それで、それを40年間、それぞれ北大の犬飼教授とか、あとその後、山代教授ですね、北大の。それから、釧路の市立博物館の羽生学芸員。今年は羽生学芸員が指導担当として来てくれております。

それで、先ほど質問ありました平成12年度と13年度の北大の山羽教授ですか、この調査は、北大の山羽教授としてＤＮＡ解析という教授の研究テーマですね、それがありまして、それで床潭沼を選んだと思うんです。それで、こんなこと言っては悪いですけれども、教育委員会からぜひということでもなかったと思うんですけれども。でも、調査してもらって大変光栄に思って喜んでおるわけです。ちょっと簡単過ぎますけれども。

以上のようなことから、一応今後も生息調査については現釧路市立博物館の羽生学芸員を中心にして行っていって、生態的な問題があれば、今、山羽教授になっているかちょっとわかりませんけれども、山羽教授に依頼したりすることで、この床潭沼の天然記念物というものの事業を進めていきたいとは思っています。

それから、なぜ地引網で捕獲するかということですけれども、確かに釧路の春採湖は、現在でも調査としては、ヒブナの調査としては同じように地引網でやっております。地引網の利点といいますと、まず漁獲効率が高く、それから多くの魚を一度に捕獲できるためであります。それから、調査時間が、調査というか捕獲時間が短く短時間で済むものですから、魚を傷めず放流できるのではないかと思います。それから、調査自体が１日で終了するので労力が、人手がかからない等の理由で今また地引網で行っております。

●委員長（小澤委員）　１番、室﨑委員。

●室﨑委員　今、私大変後悔しております。こういう場で聞かない方がよかったなと思います。今の答弁がきちんと記録に残って目に入ったことで、恐らく北大の方は相手にしてくれないでしょう、もうね。完全に厚岸町はもうだめだということになるでしょうね。その山羽という人が今教授かどうか知りませんけれどもなんていうものの言い方でね。それから、来たんだけれども、別に頼んだわけじゃないと。何か勝手に来てやっていったことなんだから、こっちも知ったことじゃないと。こっちは、今の学問的レベルがどこまで進んでいようといまいと、そんなことは関係ないと。今までやってきたやり方でやるんだと。そういうことですからね、一口で言うと。そういう町や教育委員会では、本当のトップレベルにいるところは相手にしてくれませんよね。それでいいわけですね。これは仕方ないでしょうね、もう言ってしまったんだからね。だから、私も聞かなければよかったと思います。

そういうわけで、今後とも、非常に効率がよくて、簡単にできて、ああとれたとれたと喜べる地引網でもってやるわけですね。地引網でもって、今一つ言いますけれども、ドジョウは絶対かからないんですよ。そういうふうにとれた、とれたと言うけれども、物によってはこれかからないんですよね。それから、どこにどういう形で暮らしていたかなんていうことは全くわかりませんね。だから、もう既に今日的なものなのかどうかということは、これは学者によっていろいろな評価があると思います。私のような素人はあえて申しませんけどね。

ただ、教育委員会はそういうことでやるということで宣言をしたと、そういうことに受け取らせてもらいますが、それでよろしゅうございますね。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　ただいま伺いましたけれども、地引網自体の調査方法についても再考する必要があるというふうに考えております。たしか平成12年、平成13年にお越しいただいた折には、かごを使って調査をされていたんじゃないかなと思うんですけれども、たしかその時点でも、同時に調査ということで、この時点でもたしかかごと地引網との併用で調査が行われて、その中の解析について山羽先生にお願いしたというふうに記憶しているんですけれども。その辺の手法についても、もう一度ぜひご教示願いたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

（「相手にしてもらえるかどうかは別としてな。今のような話では、もう前に進まんと思いますけどね。私もこれ以上聞きません。聞いたら余計マイナスになるだけだと思います」の声あり）

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかに、だれかありましたね。

12番、谷口委員。

●谷口委員　厚岸町は歴史の町、あるいは味覚、花の町、こういうふうにキャッチフレーズにしていますよね。それで、海事記念館は先ほどから言われているように博物館だというふうになっていますけれども、現在厚岸町のそれぞれの部署や、あるいは出先等も含めて、インターネットのホームページを有しているのは、どことどことどこなのか。それから、メールアドレスを持っているのはどこなのか。ちょっと教えていただきたいんですが。

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　お答え申し上げたいと思います。
　厚岸町本庁のほかに病院、カキ種苗センター、情報館と水鳥観察館です。以上のセクションで、それぞれ独自のホームページを開いているというふうに記憶してございます。

（「アドレスを持っているのは」の声あり）

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　ホームページ開いているセクションについては、それぞれメールアドレスを持っているものというふうにちょっと私、理解しておりますけれども。間違いないかどうかちょっと確認はしておりませんけれども、一般的にはメールアドレスはそれぞれ持っているというのが通常でございますので、それぞれ持っているんではないかなというふうに今理解しております。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　ホームページを立ち上げているのがこのような部署だと。町のホームページのほかにはこれとこれ、これだけありますよと、４つですよね。それから、その他に担当部署で、担当部署としてのメールアドレスを持っている部署というのはないんですか、独自の。

●委員長（小澤委員）　総務課長。

●総務課長（田辺課長）　厚岸町のホームページで、メールアドレスは１本です。
　失礼しました。申し上げたいと思います。
　今ホームページのアドレスというのは、厚岸町本の森情報館、それから水鳥観察館ですね。それから、株式会社ですけれどもコンキリエ、こちらの方も持っているという形。そのほかに、Ｅメールという形では厚岸町が代表的な部分で持っておりますけれども、もう一つ選挙管理委員会ですね。それから、町立病院、あみか21、特養、まちづくり推進課、それからカキ種苗センター、水鳥観察館、先ほどもこれダブりますね、本の森情

報館もそうですけれども、ここでＥメールのアドレスは持っております。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　Ｅメールのアドレスで言いますと、情報館をサーバーにしている、それぞれの学校がメールアドレスを取得しています。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　今情報のやりとりは、郵便や電話やファクスだけではもうないですよね。そうすると、当然情報のやりとりはネットでのやり取りだとか、Ｅメールでのやり取りもだんだん主流になってきていますよね。どうしても情報が漏れては困るものだとか、そういうものを除いては情報のこういうネットを通じてのやり取りが非常に便利でもあるし確実に行く、あるいは印刷ミス等もなく行くとか、いろんないい面もありますよね。情報が漏れると困るというのも十分考えながら、それらは運用していかなければならないというふうに思うんですけれども。社会教育や生涯教育あるいは博物館運営、こういうものに対するこういうネットの活用というかメールの活用がここではできないのか。何がネックになっていて、ここではそういうサービスができなくなっているのか。これについてちょっと説明していただきたいんですが。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　海事記念館として、例えばホームページを作成するなり、あるいはメールと持つなりということは、実は検討させていただいております。１つの方法としては、学校施設と同じように情報館に、いわゆるミニプロバイダー的なサーバーがありますので、そちらを通してできないかというふうなことも検討したんですけれども、実はグループアクセスという手法になりまして、いわゆる１つの法人として、例えばぷららですとか、ほかのいわゆるプロバイダーに契約するよりも実は高くなってしまうということがありまして、情報館を使ってのホームページ、あるいはインターネット利用というのは断念したという経緯がございます。その中で、現場としてはできれば博物館として道内の横のつながり、あるいはＰＲ活動等々を含めてネットとしてのいろんな活動をしたいということで以前から予算要求をしているところでございまして、そういうふうな部分が解消されれば、そういう活動も可能になるというふうに考えております。

　今、役場との施設が近いということもあって、例えばメールでのいろいろな資料配布については役場まで出向いて取得する、あるいは役場の端末からは受け取ることができる形でございますので、現状はそのような形で行っているということでございます。

●委員長（小澤委員）　12番、谷口委員。

●谷口委員　ただ、初めにも言いましたけれども、蝦夷三官寺の一つであります国泰寺だ

とか、それから相当古くから開けていた道東の文化の発祥の地というようなことも言いながら、それをすぐアクセスしたり、あるいは情報のやりとりをしたりすることが、一々役場まで走って、近いとはいいながら天気もいい日ばかりではありませんよね。それと同時に対外的にも役場に行かないとつながらないというのも、やっぱりいいことではないのではないのかなというふうに思うんですよ。その辺では、やはり改善の余地があるんではないのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（小澤委員）　教育長。

●教育長（富澤教育長）　実は、博物館の資料については、２年ほど前でしたか、いわゆる一部電子化、資料にしたところもございます。ホームページ上に載せたい情報もございますので、前向きに予算獲得に向けて努力したいというふうに思います。

●委員長（小澤委員）　ほかにございませんか。
それでは、ここで休憩をいたします。
再開は３時30分。

午後３時02分休憩

午後３時30分再開

●委員長（小澤委員）　再開いたします。
それでは、33ページ、６項保健体育費、２目社会体育費。
４目学校給食費。ございませんか。
12款給与費、１項１目給与費。ございませんか。
以上で歳出を終わります。
次に、１ページにお戻り願います。
次に、第２条債務負担行為補正、４ページから。ございませんか。
次に、第３条地方債の補正、５ページからであります。ございませんか。
なければ、以上で質疑を終わります。
総体的にございませんか。
ありませんね。
それでは、なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（小澤委員）　なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（小澤委員）　次に、議案第104号　平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

第１条の歳入歳出予算の補正、３ページ、事項別明細書をお開き願います。

４ページの歳入から進めてまいります。

３款国庫支出金、１項国庫負担金、２目療養給付費負担金。ございませんか。

４款療養給付費等交付金、１項療養給付費等交付金、１目療養給付費等交付金。ございませんか。

７款共同事業交付金、１項共同事業交付金、２目保険財政共同安定化事業交付金。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

６ページ、歳出から進めてまいります。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。ございませんか。

２款保険給付費、１項療養諸費、１目一般被保険者療養給付費。

２目退職被保険者等療養給付費。ございませんか。

５款共同事業拠出金、１項共同事業拠出金、２目保険財政共同安定化事業拠出金。

８番、音喜多委員。

●音喜多委員　歳入でもこの部分で、国庫支出金の中で安定化資金ということで出ております。今回、この今の国保状況を見るとこれが大事なことはわかりますが、今回のこのお金をもって他の町村との共同事業の関係だと思うんですが、もう少し詳しくこの事業の内容を説明いただきたいというふうに思います。

●委員長（小澤委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　ご説明を申し上げます。

この補正予算につきましての参考資料を事前に配付をさせていただいております。議案第104号参考資料ということで、こういうものです、縦型のＡ４版。これで説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。まだ、出てきませんか。

この資料を出していただきますまで、ちょっと制度の流れをお話しさせていただきますが、補正予算提案の際にも説明をさせていただいておりますが、この共同事業は新しい制度でありまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国民健康保険法施行令に基づくものであります。質問者おっしゃるとおり、他の町村との共同事業でありまして、この器、受け皿は北海道全体の国保連合会加入の保険者による全道一つの一般被保険者を対象にした共同事業であります。

この参考資料でお話をさせていただきますが、どういうものかと言いますと、従来から共同事業としてありましたレセプト１件当たり70万円以上の共同事業というのが、この表の上の共同事業の内容の網かけの部分、(1)の部分が従来からある共同事業であります。この共同事業自体は、医療費70万円以上のものに対してそれぞれ保険者が拠出をし、かかる医療費について交付金で受けるというシステムでございます。新しい制度も

基本的には同じ考え方でありまして、財源を共同でプールをして運営をしていこうということであります。下の表になりますが、対象とする医療費であります。この70万円以上の従来のものは、平成18年４月から80万円以上のものに変更がされております。

したがいまして、先ほど言いました既存のものは80万円以上の高額医療費に対応する制度ということになります。新しい共同事業の部分は、ゼロ円から80万円までのレセプト１件当たりのものに対して共同事業でやっていこうと。対象はゼロ円から79万9,000円何がしまでの分なんでありますが、事業運営にかかわります対象医療費は、８万円から79万円までの分という区分けに最終的になります。この８万円は何かと言いますと、一般被保険者の一般区分の方の月当たり一部負担金の限度額が８万100円というふうに改定がされました。この８万100円の額を８万円というくくりの中で８万円はご本人が負担をしていただく、それを超える分から80万円未満のものに対して共同事業で運営をしていこうということであります。

厚生労働省の試算でいきますと、医療費全体の40％程度が、このゼロ円から80万円の枠の中に入るのではなかろうかというような試算もされておりますが、今回補正をお願いしておりますのは、10月から３月までにかかる医療費がどの程度になるのかというものを、平成14年から平成16年分までを抽出をいたしまして国保連合会の方で試算をいたしました。その金額が、今回歳出でお願いをしております、歳入と同額でありますが１億250万1,000円という額が必要な、厚岸町が拠出をする、あるいは交付を受ける金額ということの試算に基づいて、今回歳入歳出それぞれ同額の補正をお願いしたところであります。

なぜ同じ額なのかというところが疑問に思われる点になってくるわけでありますが、当然この拠出金につきましても負担のあり方としては、先ほど一般被保険者分の医療費を見ていただく共同事業ということで申し上げました。今年度の計算でいきますと、前々年度ですから平成16年度の一般被保険者という数字を基本にしまして、必要な財源の半分は被保険者割でいこう、残る半分を医療費実績の推計に基づく各町村の割合で行こうという仕組みになっております。そういう意味では、従来の共同事業が医療費だけで試算がされておりましたところから言いますと、被保険者割というのが半分入ってまいりますので、被保険者が多いところについては被保険者の少ないところよりも大きな拠出金が出てくるということになります。

それで、補正予算説明の際に税財政課長の方から、負担の平準化というお話もされておりました。これは今申し上げました被保険者割が入ることによって、小さな被保険者の少ない保険者にとっては、従来型よりも拠出負担が少なくて済むという仕組みになってまいります。今回スタートラインなものですから、年度末に向けた交付金の額あるいは拠出すべき額が正確に試算ができないということで、とりあえず歳入歳出同額予算を計上させていただきましたが、３月末の段階で最終的な試算が、試算といいますか数字が確定をし、場合によっては交付金の方が大きい、あるいは逆に拠出金の方が大きいという結果になるかもしれませんが、それは先ほど申し上げました拠出金の推計試算、それから実際にかかる医療費が、８万円以上77万9,000円までの額がどの程度になるのかということによって、どちらかが大きくなる、あるいはイコールで終わるかもしれないという予算の決め方になっておりますことを、制度上ご理解をいただきたいというふう

に思います。
以上でございます。

●委員長（小澤委員）　８番、音喜多委員。

●音喜多委員　そうすると、これは先ほどの話では全道一つ、北海道一つでやるということですね。
これ、今国の方で考えている75歳以上の高齢者に対する新たな医療費、これとは全く関係なくというか、将来的にはそれのことも考えられているのかなというか、先取りなのかなと私は勘ぐるというか、そういう余分なことをちょっと常々見ているんですけれども、そういうことはないでしょうねと、ちょっと確認しておきたいと思います。

●委員長（小澤委員）　町民課長。

●町民課長（久保課長）　お答え申し上げます。
さきに言われました、いわゆる後期高齢者の新しい保険制度につきましては、平成20年度に新たにスタートをするということで既にスケジュールが決まっております。今回申し上げました保険財政共同安定化事業そのものは、この制度とは全く別のものであります。
ただ、この制度も平成18年度からスタートをして平成22年度までという経過措置であります。平成22年度に、４年間の実績に基づいてどういう見直しが必要かということも含めて再度検討をしていくんですということが、私どもの方にも説明がされております。この時点で、また改めて５年間継続になるのか、あるいは質問者おっしゃいますように、国民健康保険制度総体が北海道一本でやるべきではないのかというような制度移行も、この後議論が煮詰まってくるんだろうというふうに思っております。そういう意味で、平成22年度にそういう体制になるのかどうかという問題は別にしましても、おっしゃっている要素を十分含めた中で、医療費制度全体の改革というとらえ方の中で進んでいることは間違いないなというふうに、私どもも認識をしております。

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。
ほかにございませんか。
それでは、次に進めてまいります。
７款諸支出金、１項償還金及び還付金、３目償還金。ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（小澤委員）　総体的にございませんか。
なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（小澤委員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（小澤委員）　次に、議案第105号　平成18年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

第１条の歳入歳出予算の補正、３ページから、事項別明細書をお開き願います。

４ページの歳入から進めてまいります。

３款国庫支出金、２項国庫補助金、５目介護保険事業費補助金。ございませんか。

６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金。ございませんか。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。ございませんか。

８款繰越金、１項１目繰越金。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

６ページ、歳出から進めてまいります。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費。

３項介護認定審査会費、２目認定調査等費。ございませんか。

４款地域支援事業費、２項包括的支援事業任意事業費、１目包括的支援事業等事業費。ございませんか。

５款介護給付費準備基金費、１項介護給付費準備基金費、１目介護給付費準備基金費。ございませんか。

７款諸支出金、１項償還金及び還付金、２目償還金。ございませんか。

以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

３番、南谷委員。

●南谷委員　総体的にかかわるんで、ここでお聞きをさせていただきたいと存じます。

歳出の関係で、介護給付費準備基金費1,200万円ほどの補正が今回なされております。この経過について一応説明をさせていただいて、ある程度理解したんですけれども、その上でお尋ねをさせていただきたいと存じます。

この1,200万円、町の方で準備基金の方に改めて積み立てると、こういう理解をしておるんですけれども、将来的に積んであるものがどのように、いつごろ動いていくのかなと。この辺の動向について、現時点で判断、推測されるものにつきましてお伺いをさせていただきたいと存じます。

●委員長（小澤委員）　保健介護課長。

●保健介護課長（豊原課長）　お答えさせていただきたいと思います。

今回1,200万円ほど、記載のとおりの数字を介護給付費準備基金に積み立てをさせて

いただくわけでございますが、この部分につきましては、早い時期でありますと平成18年度の中での歳入歳出の状況によりまして、歳入不足が見込まれるときにはこの基金を取り崩して給付費用に充てるというようなことも考えられるところでございます。また、最長、長いスパンで見ますと、実はこの介護保険につきましては、平成18年度、平成19年度、平成20年度という３年間を第３期の計画期間というふうに算定している関係上、平成20年度末までで均衡がとれるような形で介護保険料が算定されておりますので、その段階では介護給付費の給付部分ということで取り崩さなければならない事態も考えられところでございます。

どちらにいたしましても、利用者の方々の利用状況を見越した上で、それぞれの補正時期あるいは新年度予算編成時期、こういうときにしっかりと算定をした上で判断をしていくことになるのかなというふうに考えているところでございます。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（小澤委員）　よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（小澤委員）　なしと認め、よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（小澤委員）　次に、議案第106号　平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

第１条の歳入歳出予算の補正。３ページから、事項別明細書をお開き願います。

４ページの歳入から進めてまいります。

１款サービス収入、３項自己負担金収入、１目自己負担金収入。ございませんか。

４項身体障害者居宅支援収入、２目短期入所身体障害者居宅支援収入。

５項自立支援給付費収入、１目障害者短期入所介護給付費収入。ございませんか。

８款繰入金、１項一般会計繰入金、１目一般会計繰入金。

９款諸収入、１項１目雑入。ございませんか。

以上で歳入を終わります。

６ページの歳出から進めてまいります。

１款サービス事業費、１項居宅サービス事業費、２目通所介護サービス事業費。ございませんか。

５目デイサービス身体障害者居宅支援事業費。

６目短期入所身体障害者居宅支援事業費。

７目包括的支援事業費。ございませんか。
８目障害者介護給付事業費。
総体的にございませんか。

（「なし」の声あり）

●委員長（小澤委員）　なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（小澤委員）　ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（小澤委員）　以上で、本補正予算審査特別委員会に付託された補正予算の審査は全部終了いたしました。
よって、平成18年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後３時56分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成１８年９月１５日

平成18年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長